

機密性 1 完全性 2 可用性 2

平成 26 年 4 月 1 日 規程 第 33 号

独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 10 条）
- 第 2 章 基本給及び年俸
 - 第 1 節 基本給（第 11 条－第 18 条）
 - 第 2 節 年俸（第 19 条－第 30 条）
- 第 3 章 手当
 - 第 1 節 扶養手当（第 31 条－第 36 条）
 - 第 2 節 住居手当（第 37 条－第 43 条）
 - 第 3 節 通勤手当（第 44 条－第 51 条）
 - 第 4 節 単身赴任手当（第 52 条－第 58 条）
 - 第 5 節 地域手当（第 59 条）
 - 第 5 節の 2 広域異動手当（第 59 条の 2）
 - 第 6 節 寒冷地手当（第 60 条－第 61 条）
 - 第 7 節 役職手当（第 62 条）
 - 第 8 節 特殊勤務手当（第 63 条－第 66 条の 2）
 - 第 9 節 附加職務手当（第 67 条）
 - 第 10 節 超過勤務手当等（第 68 条－第 70 条）
 - 第 11 節 宿日直等手当（第 71 条－第 73 条）
 - 第 12 節 医師等派遣手当（第 74 条）
 - 第 13 節 役職職員特別勤務手当（第 75 条）
 - 第 14 節 業績手当（第 76 条－第 81 条）
 - 第 15 節 医師手当（第 82 条－第 83 条）
 - 第 16 節 医療専門資格手当（第 83 条の 2）
 - 第 17 節 診療看護師手当（第 83 条の 3）
- 第 4 章 給与の特例等（第 84 条－第 97 条）
- 第 5 章 規程の実施（第 98 条）
- 附 則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構職員就業規則（平成 26 年規程第 17 号。以下「就業規則」という。）第 70 条の規定に基づき独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の常勤職員及び任期付短時間勤務職員（就業規則第 1 条に規定する任期付短時間職員をいう。以下同じ。）（以下、

常勤職員及び任期付短時間勤務職員を併せて「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし地域医療機構本部に勤務する職員及び院長の職にある職員の給与に関する事項については、理事長が別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

- 2 基本給は、就業規則第34条に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、基本給月額とする。
- 3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。
- 4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、医師等派遣手当、業績手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当とする。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が地域医療機構において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(基本給及び月例年俸の支給)

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{1}$ の額(以下「月例給」という。)を支給する。

- 2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給額又は月例給額は、その期間の現日数から就業規則第39条の休日(就業規則第42条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第43条の代休日と重なった場合は、就業規則第39条の休日とみなす。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日(以下、本条において「支給定日」という。)は、毎月20日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合

は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- 一 20日が日曜日に当たるとき 18日
 - 二 20日が土曜日に当たるとき 19日
 - 三 20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
に当たるとき 19日（19日が日曜日にあたるときは17日）
- 2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
 - 3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当及び医師等派遣手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における支給日に支給する。ただし、次の給与期間の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
 - 4 寒冷地手当は、第60条に規定する基準日の属する月の支給日に支給する。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
 - 5 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
 - 6 業績手当（年度末賞与に限る。）は、理事長の定める日に支給する。
 - 7 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。
 - 8 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

（給与の即時払）

- 第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。
- 一 本人が死亡したとき。
 - 二 退職し又は解雇されたとき。
- 2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。
 - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - 二 子
 - 三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第68条から第70条まで、第86条、第91条、第91条の2及び第93条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額、医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第68条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第69条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第70条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 一の給与期間の第68条に規定する超過勤務手当、第69条に規定する休日給及び第70条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計）に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 医療職基本給表（別表第1）
 - イ 医療職基本給表（一）
 - ロ 医療職基本給表（二）
 - ハ 医療職基本給表（三）
- 二 事務職基本給表（別表第2）
- 二の2 診療情報管理職基本給表（別表第2の2）
- 三 技能職基本給表（別表第3）
- 四 教育職基本給表（別表第4）
- 五 福祉職基本給表（別表第5）
- 六 介護福祉職基本給表（別表第5の2）
- 七 療養介助職基本給表（別表第6）
- 八 医師事務作業補助職基本給表（別表第6の2）

2 前項の基本給表（以下「基本給表」という。）は、第1条ただし書に規定する職員及び第19条に規定する副院長等基本年俸表の適用を受ける職員以外のすべての職員（以下「基本給表適用職員」という。）に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医療職基本給表	医療職基本給表（一）	医療業務に従事する医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、独立行政法人地域医療機能推進機構院長給与規程（平成26年規程第31号）の適用を受ける者及び副院長等基本年俸表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。
	医療職基本給表（三）	保健師、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし教育職基本給表の適用を

		受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		看護専門学校に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
福祉職基本給表		医療社会事業専門員、保育士及び理事長が定めるものに適用する。
介護福祉職基本給表		介護福祉士及び介護支援専門員に適用する。
療養介助職基本給表		療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
医師事務作業補助職基本給表		医師事務作業補助員に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第8に定める初任給基準表に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第9に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第10に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。
 - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

- 第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表又は副院長等基本年俸表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額

のものであるとき 降格した級の最高の号俸

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、9月30日以前の1年間の期間における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、10月1日から12月31日までの期間に受けた就業規則第99条に規定する懲戒処分及び同規則第107条に規定する矯正措置の事由及び勤務の状況を考慮するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	8号俸以上	
勤務成績が特に良好	IV	6号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上

勤務成績が特に良好	Ⅳ	3号俸
勤務成績が良好	Ⅲ	2号俸
勤務成績がやや良好でない	Ⅱ	1号俸
勤務成績が良好でない	Ⅰ	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第11に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（表彰による昇給）

第16条の2 理事長の表彰を受けた場合は、第15条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 前項の昇給の時期は、表彰を受けた日とする。

（再雇用職員の基本給月額）

第17条 再雇用職員（就業規則第79条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（任期付短時間勤務職員の基本給月額）

第18条 任期付短時間勤務職員の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に就業規則第34条第1項ただし書きにより定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第34条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第2節 年俸

（副院長等基本年俸表）

第19条 副院長等基本年俸表は、別表第12に定めるとおりとする。

2 副院長等基本年俸表は、副院長、統括診療部長、診療部長、医長及び介護老人保健施設長の職を占める職員（医療及び介護業務に従事する医師及び歯科医師に限る。以下「基本年俸表適用職員」という。）に適用する。

（初任給）

第20条 基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第13に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。

2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

（昇格等）

第21条 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第14に定める副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。

2 昇格の時期は、その異動の日をもって昇格させる。

3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。

(降格)

第22条 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
- 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
- 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸

2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第23条 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第21条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「基本年俸表昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	8号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	6号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸以上
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、4月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、地域医療機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第24条 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はその限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

- 2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

（月例年俸）

第25条 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第20条から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

- 第26条 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第20条第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の70から100分の130までの範囲内で理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。
- 2 前項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により、当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
 - 3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。
 - 4 昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、副院長等基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の副院長等基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。
 - 5 第31条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 6 第59条の規定により地域手当を支給されている職員、第59条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。
 - 7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。超える場合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。
 - 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(これに相当する期間含む。)がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員(就業規則第69条の規定により自己啓発等休業をした職員をいう。以下同じ。))を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死

亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）第2条に規定する独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第45条第3項を除いて同じ。）

ヘ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）

第2条第4項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

- 10 当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。
- 11 第9項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- 三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、就業規則第94条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第29条 任期付短時間勤務職員の月例年俸額は、第25条の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第30条 新たに任期付短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第26条第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第20条第2項」とあるのは、「第30条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第31条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
- 一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

- 第32条 扶養手当の月額は、第31条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円)とする。
- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(届出)

- 第33条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を理事長等に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第31条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - 三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - 四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(確認及び決定)

第34条 理事長等は、第33条第2項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 理事長等は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第35条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第33条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第33条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第33条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(事後の確認)

第36条 理事長等は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第31条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるか

どうかを随時確認するものとする。この場合においては、第34条第3項の規定を準用する。

第2節 住居手当

(住居手当)

第37条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第52条又は第54条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第38条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第39条 新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があつた場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第40条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第37条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定の基準)

第41条 第39条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額

二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第42条 住居手当の支給は、職員が新たに第37条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第39条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第43条 理事長等は、現に住居手当の支給を受けている職員が第37条の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第44条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）

のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（地域医療機構の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

四 前3号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第45条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、そ

の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立病院機構若しくは国立高度専門医療研究センターその他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

4 前条第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する事業場で理事長が定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（理事長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

（届出）

第46条 職員は、新たに第44条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長等に届け出なければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

(確認及び決定)

第47条 理事長等は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第44条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長等は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第48条 通勤手当の支給は、職員に新たに第44条の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第46条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 新たに基本給表の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第44条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第45条の規定による支給額の改定を行うものとする。

4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。

5 第44条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給

しない。

- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人地域医療機能推進機構旅費規程（平成26年規程第38号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第45条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第49条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（事後確認）

第50条 理事長等は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が第44条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

（支給単位期間）

第51条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第52条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び第54条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
 - 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の

教育施設に在学している同居の子を養育すること。

三 配偶者が引き続き就業すること。

四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

第53条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円

二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円

三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円

四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円

五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円

六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円

七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円

八 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円

九 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円

十 2,500キロメートル以上 70,000円

（権衡職員の範囲等）

第54条 給与法適用職員等であった者から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（人事交流等により基本給表の適用を受ける職員と

なった者に限る。) その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰したことに伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情(以下「理事長の定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員
イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情(以下「理事長の定める特別の事情」という。)により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなった職員(当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業

場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用及び就業規則第77条第1項の規定により民間企業への出向を命ぜられた職員が職務に復帰した場合を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第52条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第2号から前号の規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「給与法適用職員等から人事交流等により引き続き基本給表の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他第52条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第52条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第55条 新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った

職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第56条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

第57条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第52条又は第54条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第55条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第58条 理事長等は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第52条又は第54条第1項各号の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第5節 地域手当

(地域手当)

第59条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第15に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下、この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下、この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下、この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の15
- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3

3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第15に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなるときは、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合にその他理事長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の18の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。
- 一 人事交流等により基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員となった者であること。
 - 二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあつては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。
- 7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第5節の2 広域異動手当

（広域異動手当）

第59条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて

得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第89条第3号、第4号又は第8号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額 of 広域異動手当を支給する。

4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

- 5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。
- 6 前五項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前五項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前五項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

第60条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第16に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

（支給額）

第61条 前条第1号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1級地	26,380円	14,580円	10,340円
2級地	23,360円	13,060円	8,800円
3級地	22,540円	12,860円	8,600円
4級地	17,800円	10,200円	7,360円

備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- 一 扶養親族を有する者
- 二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

2 この条において「扶養親族」とは、第31条第2項に規定する扶養親族であって、かつ、第33条の規定による届出がなされているものをいう。

3 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に第33条に掲げる事実が生じ、その届出が職員となった日又は基準日の後になされた場合で当該届出が職員となった日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該届出に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。

- 2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
- 一 第87条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
 - 二 第97条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
 - 三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる職員 零
 - イ 就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
 - ロ 就業規則第89条の規定により休職にされている職員（イに掲げる職員を除く。）のうち、第86条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
 - ハ 就業規則第99条の規定により停職にされている職員
 - ニ 就業規則第30条ただし書の許可を受けている職員
 - ホ 自己啓発等休業職員
 - ヘ 就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員
- 3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を第4条第5項に規定する日割計算を準用して得た額とする。
- 一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - 三 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 四 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第87条第2項、第3

項又は第5項の規定による割合が変更された場合

4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第16のとおりとする。

第7節 役職手当

(役職手当)

第62条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2 前項の職員は、別表第17に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。

6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第8節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第63条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 夜間看護等手当
- 二 救急医療体制等確保手当
- 三 特殊業務手当
- 四 時間外手術等従事手当

(夜間看護等手当)

第64条 夜間看護等手当は、職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務時間の区分	職 種 の 区 分		
	医師又は歯科 医師	保健師、助産 師、看護師又は 准看護師	その他の職種

その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合（休憩時間を控除しない）		9,900円	8,600円	6,000円
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合（休憩時間を控除する）	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	4,800円	4,200円	2,900円
	深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	4,300円	3,500円	2,600円
	深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,900円	2,400円	1,800円

（救急医療体制等確保手当）

第65条 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。

2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。

- 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
- 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの

3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。

- 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3,000円）
- 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 12,000円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6,000円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務と

して理事長が定めるもの

- 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 18,000円
- 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
 - 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
 - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当該時刻）までの間
- 5 第73条第2項に規定する救急呼出（同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。）により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務（当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。）に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

（特殊業務手当）

- 第66条 特殊業務手当は、別表第18に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
 - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
 - 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（時間外手術等従事手当）

- 第66条の2 理事長が示す要件に該当する病院において、開始時刻が休日、時間外又は深夜における手術又は、診療報酬点数1,000点以上の処置（以下「手術等」という。）を実施した医師（1件の手術等において複数の医師が実施した場合には、すべての医師）に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、手術等1件につき、それぞれ各号に定める額の時間外手術等従事手当を支給する。
 - 一 所属長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円
 - 二 深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円
 - 三 所属長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合（前2号に規定する場合を除く。） 2,500円
 - 3 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第9節 附加職務手当

(附加職務手当)

第67条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（「本務」という。）以外の所属長（就業規則第5条の所属長をいう。）の命令により特に附加された職務（「附加職務」という。）のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第10節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

第68条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第6項を除き適用しない。

2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務（第3号及び第4号に該当する場合を除く。） 100分の135

三 第4項に規定する勤務（次号に該当する場合を除く。）

イ 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

ロ 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

四 第5項に規定する勤務 100分の150

3 前項各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額に加えて支給する。

4 第2項第3号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。

5 第2項第4号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

ただし、就業規則第46条に規定する代替休暇を取得したときは、当該代替休暇に代えられた部分を除くものとする。

6 役職手当の支給を受ける職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、第3項に該当する勤務に限り、第4項及び第5項を除き本条を準用する。

(休日給)

第69条 就業規則第42条に規定する祝日法による祝日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、就業規則第42条に規定する年末年始の休日（就業規則第43条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

(夜勤手当)

第70条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第11節 宿日直等手当

第71条 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出待機手当

(宿日直手当)

第72条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 21,000円
 - 二 医師以外の宿日直勤務 6,100円
- 2 前項の勤務は、第68条から第70条までの勤務には含まれないものとする。
- 3 第1項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

(救急呼出待機手当)

第73条 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（次の各号に掲げる職員に限る。）には、その待機1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間（救急呼出により勤務した時間を含む。）が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 副院長等基本年俸表又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5,000円
 - 二 医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 2,000円
 - 三 前2号のほか救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員（理事長が定めるものに限る。） 2,000円
- 2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間（祝日法による休日等又は年末年始の休日等を含む。）において、救急医療等の業務（理事長が定めるものに限る。）の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。
- 3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第12節 医師等派遣手当

（医師等派遣手当）

第74条 医師等派遣手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 医師である職員が、在勤する病院から、次項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、診療等の業務に従事したとき
 - 二 助産師、看護師又は薬剤師である職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、助産業務、看護業務又は薬剤業務に従事したとき
 - 三 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものである職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、保健業務、看護業務、診療放射線業務、診療エックス線業務、臨床検査業務、衛生検査業務、栄養業務、臨床工学業務、理学療法業務、作業療法業務、視能訓練業務、言語聴覚業務、救急救命業務、歯科衛生業務、歯科技工業務、あん摩マッサージ指圧業務、心理療法業務及び理事長が定めるものの業務に従事したとき
- 2 前項第1号の要件は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 当該病院の医師の数が、医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合
 - 二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合
 - 三 前2号に該当せず、かつ、当該病院の医師の確保又は診療機能の確保を図るために医師を派遣することについて、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意書がある場合（理事長が定めるものに限る。）

- 3 第1項第2号及び第3号の要件は、当該病院の助産師、看護師、薬剤師、保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものの確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。
- 4 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 第2項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 20,000円
 - 二 第2項第3号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 10,000円
 - 三 前項に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合
 - イ 助産師及び看護師 4,000円
 - ロ 薬剤師 7,000円
 - ハ 保健師、准看護師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、救急救命士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるもの 4,000円
- 5 前項に定める額によりがたい場合は、理事長が別に定める額とする。

第13節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第75条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第39条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合（深夜に勤務した場合を除く。）
- 二 役職手当の支給を受ける職員（副院長等基本年俸表又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、第73条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合（深夜に勤務した場合を除く。）
 - イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。）を行った場合
 - ロ 第73条による救急呼出により勤務した場合
 - ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合
- 2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ定める額とする。
 - 一 副院長等基本年俸表の適用を受ける職員

区 分	支給額（6時間を超える勤務の場合）
一種	15,500円（23,250円）

役職手当 の種別	二種	14,000円(21,000円)
	三種	12,500円(18,750円)

二 一以外の職員

区 分		支給額（6時間を超える勤務の場合）
役職手当 の種別	一種	12,000円(18,000円)
	二種	10,000円(15,000円)
	三種	8,500円(12,750円)
	四種	7,000円(10,500円)
	五種	6,000円(9,000円)

第14節 業績手当

（業績手当）

第76条 業績手当は、地域医療機構及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第1号及び第2号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

（基礎的支給部分）

第77条 基礎的支給部分は、6月1日及び12月1日（以下この条から第80条まで及び第90条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第87条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職

者、停職者、専従休職者、無給派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長及び係主任以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事

長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分)は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第79条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、就業規則第105条に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長等は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該

当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(業績反映部分)

第80条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第87条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、基準日以前の直近の期間（4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間とする。）の業績及び基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第86条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間含む。）がある職員以外の職員、及び自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、地域医療機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、地域医療機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び地域医療機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の122.5を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。） 当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の53.25、12月に支給する場合においては100分の64.25を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に6月に支給する場合においては100分の43.25、12月に支給する場合においては100分の54.25を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

- 4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。
- 5 第77条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第80条第3項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」とあるのは「第80条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

- 第81条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の経常収支が良好な病院に、3月31日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第87条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、派遣職員、就業規則第65条の規定により育児休業をしている職員のうち当該年度の4月1日から基準日の前日までの間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員、就業規則第68条の規定により介護休業をしている職員のうち当該年度の4月1日から基準日の前日までの間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員及び自己啓発等休業職員を除く。）に対し、第6条第6項に定める支給日に支給する。当該病院に基準日に併任されている職員（当該病院における勤務時間が1週間あたり30時間以上の者（前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。）に限る。）についても、同様とする。
- 2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の経常収支及び当該年度末の短期借入金の残高の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。
 - 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条に規定する諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
 - 三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられたもの
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法第6

編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

- ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、職務に対する地域医療機構の社会的信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

第15節 医師手当

(医師手当)

第82条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

- 2 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

(支給額)

第83条 医師手当は、次に掲げる職を占める職員に支給する。

- 一 医療職基本給表(一)又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職
 - 二 医療職基本給表(一)以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。)
- 2 医師手当は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第19に定める医師手当支給種別区分表による。
- 一 一種から五種 前項第1号に該当する職
 - 二 六種 前項第2号に該当する職
- 3 医師手当の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第20に定める医師手当月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間支給する。
- 4 前項により支給している事業場(以下「併任元」という。)を異にする事業場(以下「併任先」という。)に併任されている職員(以下「併任職員」という。)に対しては、第2号の額が第1号の額を超える場合には、前項の定額部分の支給とは別に、併任先において、第2号の額から第1号の額を差し引いた額を併任職員が併任先に勤務した日数に応じて支給する。
- 一 併任職員の併任元において支給されている定額部分の別表第20の額
 - 二 併任職員の併任先を併任元とした場合に支給されることとなる定額部分の別表第20の額
- 5 医師の欠員の補充を促進するために、第2項の事業場ごとに定められている支給種

別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

第16節 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第83条の2 医療専門資格手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修を修了し、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為を行う助産師又は看護師（看護部長及び副看護部長を除く。以下、この項において「看護師等」という。） 3,000円（ただし、理事長が別に定める場合は、5,000円。なお、第2号及び第3号に規定する者にあつては、それぞれ同号に掲げる額を加算した額）
 - 二 公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 5,000円
 - 三 公益社団法人日本看護協会による認定看護師の認定を受けている看護師等で、その当該認定に係る看護分野の業務に従事する者 3,000円
 - 四 一般社団法人日本医療薬学会によるがん専門薬剤師の認定を受けている薬剤師（薬剤部長及び副薬剤部長を除く。）で、その当該認定に係る専門領域の薬剤業務に従事する者 3,000円
- 2 医療専門資格手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には医療専門資格手当は支給しない。
- 3 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第17節 診療看護師手当

(診療看護師手当)

第83条の3 診療看護師手当は、理事長が認める資格認定を受け、当該分野の業務に従事した看護師長、副看護師長、助産師又は看護師に対して支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 看護師長又は副看護師長、助産師若しくは看護師（次号に該当する場合を除く。） 5,000円
 - 二 副看護師長、助産師又は看護師（理事長が別に定める場合） 40,000円
- 3 診療看護師手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたりその資格が直接役立つと認められる業務に全く従事していない場合には診療看護師手当は支給しない。
- 4 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第4章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第84条 第31条から第43条まで、第59条第4項から第6項まで、第60条、第61条、第82条及び第83条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(任期付短時間勤務職員の給与)

第85条 第31条から第43条まで、第52条から第58条まで、第60条、第61条及び第81条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

- 2 任期付短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 任期付短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 任期付短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
- 5 任期付短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 6 任期付短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
- 7 任期付短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
- 8 任期付短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 9 任期付短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第83条の2第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 10 任期付短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第83条の3第4項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

第86条 職員が勤務しないときは、就業規則第39条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第87条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額（労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第89条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第89条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第89条に基づく次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ次の割合を支給する。
- 一 就業規則第89条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされた場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の70以内
 - 二 就業規則第89条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（派遣法に定める派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められるとき 100分の100以内
 - 三 就業規則第89条第9号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
- 6 就業規則第89条の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第77条第1項又は第26条第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第82条第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第6条第5項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。

ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第78条及び第79条又は第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第78条中「前条第1項」及び第27条中「前条第8項」とあるのは、「第87条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第89条第3号から第5号までの規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣職員の給与）

- 第88条 就業規則第89条第8項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、基本給又は月例年俸扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。
- 2 派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣職員には給与を支給しない。
 - 3 第6条第8項の規定にかかわらず、第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。
 - 4 派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

- 第89条 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。
- 2 第77条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
 - 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- 一 就業規則第65条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第92条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間勤務職員の給与）

- 第90条 就業規則第66条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間勤務職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
 - 3 育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第45条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
 - 4 育児短時間勤務職員の役職手当の額は、第62条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 5 育児短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第66条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 6 育児短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第68条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
 - 7 育児短時間勤務職員における第68条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第2項の規定に基づき定められた労働時間の延長の限度を超えることとなる勤務とする。
 - 8 育児短時間勤務職員における第68条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
 - 9 育児短時間勤務職員の医師手当の額は、第83条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 10 育児短時間勤務職員の医療専門資格手当の額は、第83条の2第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
 - 11 育児短時間勤務職員の診療看護師手当の額は、第83条の3第4項の規定にかか

ならず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 1 2 育児短時間勤務職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 1 3 育児短時間勤務職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 1 4 育児短時間勤務職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取り扱い）

- 第91条 就業規則第67条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取り扱い）

- 第91条の2 就業規則第68条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

- 第92条 就業規則第89条の規定により休職にされ、若しくは同規則第30条により専従許可を受けていた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、同規則第65条、第68条若しくは第69条の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等及び機関設立援助の休職、営利企業役員等兼業休職、在籍出向休職の期間	3分の3以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
介護休業の期間	2分の1以下
結核性疾患による休職(休暇)	2分の1以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3分の1以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
育児休業をした期間	100分の100以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	100分の100以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	100分の50以下

- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又は次項に定めるこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、理事長等は調整することができる。
- 3 前項においてこれに準ずる場合は、次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合とする。
- 一 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号又は第六号に該当する場合を除く。）
 - 二 国及び行政執行法人以外の者が国若しくは行政執行法人と共同して、又は国若しくは行政執行法人の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し指定する施設において従事する場合（第六号に該当する場合を除く。）

く。)

三 法令の規定により国が必要な援助又は配慮をすることとされている公共的機関の設立に伴う臨時的必要に基づき、これらの機関のうち、理事長が指定する機関において、その職員の職務と関連があると認められる業務に従事する場合

四 育児休業の承認を受けた場合

五 自己啓発等休業の承認を受けた場合

六 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれらに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事させるため、職員を派遣する場合

4 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員と均衡上特に必要があると認められるときは、理事長等は調整することができる。

(介護休業期間における給与の取り扱い)

第93条 職員が就業規則第68条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 承認された介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(専従許可における給与の取り扱い)

第94条 職員が就業規則第30条及び第31条の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

(短期従事許可における給与の取り扱い)

第95条 職員が就業規則第29条の規定に基づき、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関（代議員制をとる場合に限る。）、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業務手当又は業績年俸の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業における給与の取り扱い)

第96条 職員が就業規則第69条の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第97条 第86条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第39条に規定する休日、祝日法による休日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の独立行政法人地域医療機能推進機構職員勤務時間等規程（平成26年規程第21号）第21条に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 独立行政法人地域医療機能推進機構安全衛生管理規程（平成26年規程第49号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の

前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

7 月又は月の中途において基本給又は月例給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給は、当該給与期間の現日数から就業規則第39条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

(規程の実施)

第98条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第76号)

(施行期日)

この規程は、平成26年9月1日から施行し、改正後の第72条第3項及第74条第5項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第87号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行し、改正後の第45条第1項第2号、第80条第2項の規定、別表第1から別表第6及び別表第12は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第2条 平成26年前期の評価期間の全部を良好な成績で勤務した職員(55歳(医療職基本給表(一)又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員は除く。)の昇給の号俸数は、3号俸(医療職(二)基本給表、医療職(三)基本給表、事務職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級以上であるもの並びに教育職基本給表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級の職員にあっては、2号俸)とすることを標準として、平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制する。

(業績反映部分に関する特例)

第3条 第80条第2項の取り扱いについて、平成26年12月支給分は、同条同項第

1号の「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同条同項第2号の「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年規程第92号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第3号）

（施行期日）

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による基本給又は月例年俸額（以下「基本給等」という。）を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、基本給等として支給する。

3 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前2項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第4条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）附則第3条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）附則第3条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

（地域手当に関する経過措置）

第5条 この規程の施行の際現に職員給与規程第59条第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第59条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合）」とあるのは、「独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第8号）による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合）」とする。

附 則（平成27年規程第24号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規程第26号）

（施行期日）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第44号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

（業績反映部分に関する特例）

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成27年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同条同項第2号の「100分の80」とあるのは「100分の85」と、同条同項第3号の「100分

の47.5」とあるのは「100分の50」と、同条同項第4号の「100分の37.5」とあるのは「100分の40」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規程第4号）

（施行期日）

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28年規程第15号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（広域異動手当に関する経過措置）

第2条 切替日前に職員が在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第59条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

附 則（平成29年規程第4号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行し、改正後の第80条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（業績反映部分に関する特例）

第2条 第80条第2項の取り扱いについて、平成28年12月支給分は、同条同項第1号の「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同条同項第2号の「100分の85」とあるのは「100分の90」と、同条同項第3号の「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、同条同項第4号の「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年規程第20号）

（施行期日）

この規程は、平成29年3月1日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則（平成29年規程第24号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(基本給の切替及び経過措置)

第2条 平成29年4月1日(以下「切替日」という。)の前日に福祉職基本給表を適用されていた職員のうち介護福祉士及び介護支援専門員が、基本給表切り替えにより介護福祉職基本給表適用の職員(以下「切替職員」という。)となった場合の切替日における職務の級は、同級同号俸とする。

2 前項による切替職員で、その者の受ける基本給月額が切替日前日において受けていた基本給月額に達しないこととなる者には、平成34年3月31日までの間、切替日と切替日前日に受けていた基本給月額の差額(以下「現給保障額」という。)を下表の換算率により基本給として支給する。(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額)

ただし、切替後の基本給月額と現給保障額の合計額が、昇給等により切替日前日に受けていた基本給月額を超えた場合は、超えるまでの額を現給保障して支給する。

経過措置の期間	現給保障の換算率
平成29年4月1日～平成30年3月31日	5分の5
平成30年4月1日～平成31年3月31日	5分の4
平成31年4月1日～平成32年3月31日	5分の3
平成32年4月1日～平成33年3月31日	5分の2
平成33年4月1日～平成34年3月31日	5分の1

附 則 (平成29年規程第62号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 平成29年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の55」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と読み替えて適用するものとする。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成27年1月1日において改正前の職員給与規程第15条及び平成27年4月1日において同規程第23条の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成30年規程第8号）

（施行期日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第33号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（平成30年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 平成30年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第3号中「100分の52.5」とあるのは「100分の57.5」と、同項第4号中「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」と読み替えて適用するものとする。

（診療情報管理職基本給表の切替）

第3条 平成31年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き診療情報管理職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とす

る。

- 3 前2項により基本給月額を定めた場合の第15条の適用については、「(第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額)」を「(第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第1項及び第2項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成31年4月1日の前日に受けていた基本給月額)」と読み替えるものとする。
- 4 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

附 則 (令和元年規程第22号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(令和元年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 令和元年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第80条第2項第1号中「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、同項第2号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と読み替えて適用するものとする。

(医師事務作業補助職基本給表の切替)

第3条 令和2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の級が事務職基本給表又は療養介助職基本給表(以下「事務職基本給表等」という。)の1級である職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表等の号俸と同じ号俸とする。ただし、切替日の前日において事務職基本給表の1級149号俸を超える号俸を受けていた職員の切替日における号俸は、医師事務作業補助職基本給表の149号俸とする。

2 切替日の前日において、事務職基本給表等の1級である職員以外の職員が引き続き医師事務作業補助職基本給表適用職員となった場合の切替日における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

(住居手当に関する経過措置)

第4条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の職員給与規程第37条及び第38条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条及び第38条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第二号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 第2条の規定による改正後の職員給与規程第37条各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から第2条の規定による改正後の職員給与規程第38条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年規程第23号）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和2年規程第39号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月8日から令和5年5月7日まで適用する。

附 則（令和2年規程第42号）

(施行期日)

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則（令和2年規程第49号）

(施行期日)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 5 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（令和 2 年 1 2 月に支給する業績手当の特例）

第 2 条 令和 2 年 1 2 月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、職員給与規程第 7 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」と、同項中「1 0 0 分の 1 0 7. 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 5」と読み替えて適用するものとする。

第 3 条 令和 2 年 1 2 月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、職員給与規程第 8 0 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 1 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 0」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 9 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 0 0」と、同項第 3 号中「1 0 0 分の 6 0. 5」とあるのは「1 0 0 分の 6 3」と、同項第 4 号中「1 0 0 分の 5 0. 5」とあるのは「1 0 0 分の 5 3」と読み替えて適用するものとする。

（経過措置）

第 4 条 この規程による改正前の職員給与規程第 6 条の規定については、この規程による改正後の職員給与規程第 6 条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年規程第 2 号）

（施行期日等）

この規程は、令和 3 年 1 月 2 7 日から施行し、令和 2 年 1 2 月 2 5 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで適用する。

附 則（令和 3 年規程第 3 1 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 4 月 2 3 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 7 日まで適用する。

附 則（令和 3 年規程第 3 6 号）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 9 月 3 0 日から施行する。

附 則（令和４年規程第２号）

（施行期日等）

第１条 この規程は、令和４年２月１０日から施行し、令和４年２月１日から理事長が定める日まで適用する。

（処遇改善手当）

第２条 処遇改善手当の適用を受ける職員は、令和３年度看護職員等処遇改善事業補助金、令和３年度介護職員処遇改善支援補助金及び令和３年度保育士等処遇改善臨時特例交付金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる病院（看護学校を除く附属施設を含む。）に勤務する職員であって、当該補助金の実施要綱等に定める処遇改善の対象者及び処遇改善の対象とすることができるコメディカルであって、所属長が別に定める職員とする。

- ２ 前項の手当の額は、当該補助金の範囲内で、又は当該補助金から算定される額を基準として、所属長が別に定める額とする。
- ３ 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には処遇改善手当は支給しない。
- ４ 処遇改善手当の支給は、本則第４条の規定を準用する。

附 則（令和４年規程第２１号）

（施行期日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第４４号）

（施行期日）

この規程は、令和４年６月１６日から施行する。

附 則（令和４年規程第５５号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

（処遇改善手当）

第２条 処遇改善手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- ２ 処遇改善手当の月額額は、理事長が別に定める額の範囲内で所属長が定める額とする。
- ３ 処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務し

なかった場合には処遇改善手当は支給しない。

4 処遇改善手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第3条 処遇改善手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「医療専門資格手当及び診療看護師手当」とあるのは、「医療専門資格手当、診療看護師手当及び処遇改善手当」と読み替えるものとする。

2 処遇改善手当が支給される職員の第9条の適用については、「医療専門資格手当の月額及び診療看護師手当の月額」とあるのは、「医療専門資格手当の月額、診療看護師手当の月額及び処遇改善手当の月額」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年規程第60号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（臨時特別賞与）

第2条 第76条に規定する業績手当の特例として、令和4年4月1日から令和4年12月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和4年12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別賞与を支給する。

2 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

3 前項の支給定額は、150,000円とする。

4 臨時特別賞与は、令和4年12月9日（以下「支給日」という。）に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第100条の規定による懲戒解雇及び同規則第101条の規定による諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第82条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）

- 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）
で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別賞与を支給することが、地域医療機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（令和4年規程第67号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する業績手当の特例）

第2条 令和4年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項3号中「100分の63」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の53」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

附 則（令和5年規程第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第18号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年5月8日から施行する。

附 則（令和5年規程第25号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、改正後の職員給与規程別表第6の2（医師事務作業補助職基本給表2級に係る部分に限る。）、別表第7のル、別表第10のル及び別表第11は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年12月に支給する業績手当の特例)

第2条 令和5年12月に支給する業績手当の基礎的支給部分の支給については、第77条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、同項同号中「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と読み替えて適用するものとする。

第3条 令和5年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、第80条第2項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第3号中「100分の64.25」とあるのは「100分の65.5」と、同項第4号中「100分の54.25」とあるのは「100分の55.5」と読み替えて適用するものとする。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	259,900	61	462,800	121	525,100	1	358,500	61	531,300
2	264,400	62	464,900	122	525,500	2	362,900	62	533,300
3	269,100	63	466,900	123	525,900	3	367,100	63	535,400
4	273,800	64	469,000	124	526,300	4	371,400	64	537,400
5	278,200	65	471,100	125	526,800	5	375,500	65	539,500
6	282,800	66	473,300	126	527,200	6	380,000	66	541,300
7	287,200	67	475,400	127	527,600	7	384,100	67	542,800
8	291,600	68	477,500	128	528,000	8	388,600	68	544,600
9	296,300	69	479,300	129	528,500	9	393,000	69	545,800
10	300,600	70	481,400	130	528,900	10	397,400	70	547,600
11	304,900	71	483,400	131	529,300	11	401,300	71	549,200
12	309,200	72	485,500	132	529,700	12	405,800	72	550,900
13	313,400	73	487,500	133	530,200	13	410,000	73	552,100
14	317,900	74	488,900			14	413,100	74	553,400
15	322,300	75	490,400	再雇用職員	296,800	15	416,500	75	554,400
16	326,600	76	491,900			16	419,800	76	555,400
17	330,900	77	493,300			17	423,000	77	556,500
18	335,200	78	494,700			18	426,100	78	557,600
19	339,500	79	495,800			19	428,900	79	558,700
20	343,900	80	496,900			20	431,800	80	559,800
21	348,000	81	497,900			21	434,800	81	560,900
22	352,300	82	499,100			22	437,300	82	562,100
23	356,300	83	500,100			23	439,600	83	563,100
24	360,300	84	501,100			24	441,800	84	564,200
25	364,700	85	502,000			25	444,100	85	565,400
26	368,300	86	503,000			26	447,100	86	566,300
27	371,900	87	503,700			27	449,900	87	567,300
28	375,300	88	504,400			28	452,800	88	568,400
29	378,400	89	505,000			29	455,600	89	569,400
30	381,800	90	505,900			30	458,600	90	570,400
31	385,100	91	506,800			31	461,100	91	571,400
32	388,600	92	507,700			32	463,900	92	572,300
33	392,300	93	508,300			33	466,300	93	573,300
34	396,300	94	509,300			34	468,900	94	574,000
35	399,800	95	510,200			35	471,300	95	574,700
36	403,900	96	511,100			36	473,800	96	575,400
37	407,600	97	511,700			37	475,600	97	576,100
38	410,700	98	512,700			38	478,300	98	576,700
39	413,300	99	513,400			39	480,900	99	577,300
40	416,200	100	514,300			40	483,400	100	577,900
41	419,000	101	515,000			41	485,800	101	578,500
42	421,300	102	515,800			42	488,600	102	579,000
43	423,200	103	516,400			43	491,000	103	579,400
44	425,300	104	517,200			44	493,600	104	579,900
45	427,300	105	517,900			45	495,900	105	580,400
46	429,900	106	518,600			46	498,500	106	581,000
47	432,400	107	518,900			47	500,900	107	581,500
48	434,900	108	519,400			48	503,200	108	582,100
49	437,500	109	519,900			49	505,200	109	582,500
50	439,900	110	520,400			50	507,800	110	583,000
51	442,000	111	520,900			51	510,200	111	583,600
52	444,100	112	521,200			52	512,700	112	584,100
53	446,000	113	521,700			53	514,900	113	584,600
54	448,300	114	522,200			54	517,100		
55	450,200	115	522,600			55	519,100	再雇用職員	339,200
56	452,300	116	522,900			56	521,200		
57	454,500	117	523,300			57	523,100		
58	456,700	118	523,800			58	525,200		
59	458,800	119	524,200			59	527,300		
60	460,900	120	524,600			60	529,300		

ロ 医療職基本給表（二）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	161,200	61	250,400	121	277,300	1	231,500	61	309,200
2	162,600	62	251,300	122	277,500	2	232,900	62	310,400
3	164,000	63	252,100	123	277,700	3	234,400	63	311,600
4	165,400	64	252,900	124	277,900	4	235,800	64	312,800
5	166,600	65	253,900	125	278,100	5	237,100	65	314,200
6	168,400	66	255,100	126	278,300	6	238,500	66	315,000
7	170,100	67	256,400	127	278,500	7	239,800	67	315,700
8	171,700	68	257,500	128	278,600	8	241,100	68	316,500
9	173,300	69	258,900	129	278,800	9	242,000	69	317,100
10	175,000	70	260,300	130	279,000	10	243,300	70	317,800
11	176,600	71	261,400	131	279,100	11	244,600	71	318,500
12	178,500	72	262,500	132	279,300	12	245,700	72	319,100
13	179,900	73	263,400	133	279,500	13	247,100	73	319,700
14	181,700	74	263,800	134	279,600	14	248,400	74	319,900
15	183,600	75	264,200	135	279,700	15	249,600	75	320,500
16	185,400	76	264,500	136	279,900	16	250,800	76	321,000
17	187,300	77	264,700	137	280,000	17	251,600	77	321,600
18	189,600	78	265,200	138	280,200	18	252,800	78	322,100
19	192,200	79	265,500	139	280,300	19	253,900	79	322,600
20	194,700	80	265,800	140	280,500	20	255,000	80	323,100
21	197,200	81	266,300	141	280,600	21	256,300	81	323,700
22	198,800	82	266,500	142	280,800	22	257,100	82	324,200
23	200,300	83	266,700	143	280,900	23	258,000	83	324,600
24	201,800	84	266,900	144	281,100	24	258,800	84	325,100
25	203,300	85	267,100	145	281,200	25	259,800	85	325,600
26	204,700	86	267,500	146	281,300	26	260,800	86	326,000
27	206,100	87	267,800	147	281,400	27	261,900	87	326,200
28	207,400	88	268,100	148	281,600	28	263,000	88	326,500
29	208,900	89	268,300	149	281,700	29	264,300	89	326,900
30	210,500	90	268,700	150	281,800	30	265,800	90	327,300
31	212,100	91	269,100	151	281,900	31	267,400	91	327,700
32	213,700	92	269,500	152	282,000	32	268,800	92	328,100
33	215,100	93	269,700	153	282,100	33	270,000	93	328,400
34	216,600	94	270,000			34	271,700	94	328,600
35	218,200	95	270,400	再雇用職員	215,800	35	273,200	95	329,000
36	219,700	96	270,800			36	274,800	96	329,300
37	221,100	97	271,200			37	276,100	97	329,500
38	222,500	98	271,500			38	277,600	98	329,800
39	224,100	99	271,900			39	279,000	99	330,100
40	225,600	100	272,100			40	280,400	100	330,400
41	226,800	101	272,300			41	281,500	101	330,600
42	228,100	102	272,600			42	282,900	102	330,900
43	229,300	103	272,900			43	284,400	103	331,300
44	230,600	104	273,200			44	285,800	104	331,500
45	231,800	105	273,500			45	287,200	105	331,700
46	233,100	106	273,800			46	288,800	106	331,900
47	234,300	107	274,100			47	290,400	107	332,300
48	235,500	108	274,400			48	291,900	108	332,500
49	236,600	109	274,700			49	293,100	109	332,700
50	237,900	110	275,000			50	294,700	110	333,100
51	239,300	111	275,200			51	296,000	111	333,500
52	240,600	112	275,400			52	297,500	112	333,900
53	241,600	113	275,600			53	298,800	113	334,100
54	242,900	114	275,900			54	300,300		
55	243,800	115	276,100			55	301,700	再雇用職員	244,000
56	245,000	116	276,300			56	303,100		
57	246,200	117	276,500			57	304,100		
58	247,300	118	276,700			58	305,300		
59	248,400	119	276,900			59	306,500		
60	249,400	120	277,100			60	307,900		

号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	255,600	61	334,300	1	284,800	61	375,400	1	328,700
2	256,700	62	334,600	2	286,600	62	376,100	2	330,700
3	257,900	63	335,200	3	288,700	63	376,800	3	332,800
4	259,100	64	335,800	4	290,600	64	377,400	4	334,800
5	260,300	65	336,400	5	292,600	65	377,800	5	336,600
6	261,500	66	337,100	6	294,600	66	378,400	6	338,700
7	262,600	67	337,800	7	296,500	67	379,100	7	340,700
8	263,600	68	338,500	8	298,400	68	379,700	8	342,800
9	264,800	69	339,200	9	300,200	69	380,100	9	344,600
10	265,500	70	339,700	10	302,000	70	380,600	10	346,700
11	266,300	71	340,300	11	303,500	71	381,100	11	348,800
12	267,100	72	340,900	12	305,100	72	381,600	12	350,800
13	268,200	73	341,200	13	307,000	73	382,200	13	352,300
14	269,200	74	341,800	14	308,900	74	382,700	14	354,300
15	270,300	75	342,300	15	310,900	75	383,300	15	356,200
16	271,400	76	342,800	16	312,800	76	383,900	16	358,200
17	272,800	77	343,300	17	314,700	77	384,400	17	360,000
18	274,400	78	343,800	18	316,700	78	384,900	18	362,000
19	276,000	79	344,300	19	318,700	79	385,400	19	364,000
20	277,700	80	344,700	20	320,600	80	385,900	20	366,000
21	279,300	81	345,000	21	322,400	81	386,200	21	367,700
22	280,900	82	345,300	22	324,400	82	386,700	22	369,700
23	282,600	83	345,700	23	326,200	83	387,100	23	371,800
24	284,200	84	346,000	24	328,100	84	387,500	24	373,800
25	285,800	85	346,500	25	329,800	85	387,900	25	375,200
26	287,400	86	346,800	26	331,700			26	377,000
27	289,100	87	347,100	27	333,700	再雇用職員	282,600	27	378,800
28	290,700	88	347,400	28	335,600			28	380,500
29	292,000	89	347,800	29	336,900			29	382,300
30	293,600	90	348,100	30	338,700			30	383,800
31	295,100	91	348,500	31	340,400			31	385,300
32	296,700	92	348,800	32	342,200			32	386,900
33	298,300	93	349,200	33	343,900			33	388,200
34	300,000	94	349,500	34	345,700			34	389,500
35	301,700	95	349,800	35	347,500			35	390,800
36	303,400	96	350,100	36	349,300			36	392,000
37	304,700	97	350,400	37	351,000			37	393,100
38	306,300	98	350,800	38	352,700			38	394,200
39	307,800	99	351,200	39	354,300			39	395,300
40	309,400	100	351,600	40	356,000			40	396,400
41	311,000	101	352,100	41	357,200			41	397,200
42	312,700	102	352,500	42	358,300			42	398,000
43	314,300	103	352,900	43	359,500			43	398,800
44	315,900	104	353,300	44	360,700			44	399,600
45	316,800	105	353,800	45	361,800			45	400,000
46	318,200			46	362,600			46	400,600
47	319,700	再雇用職員	257,400	47	363,700			47	401,100
48	321,300			48	364,800			48	401,500
49	322,700			49	365,800			49	401,900
50	324,000			50	366,800			50	402,200
51	325,200			51	367,800			51	402,500
52	326,400			52	368,700			52	402,800
53	327,500			53	369,500			53	403,100
54	328,500			54	370,300			54	403,400
55	329,500			55	371,200			55	403,700
56	330,500			56	372,100			56	404,000
57	331,000			57	372,600			57	404,300
58	331,900			58	373,400			58	404,600
59	332,700			59	374,200			59	404,900
60	333,600			60	375,000			60	405,300

号俸	5級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額
	円		円		円
61	405,500	1	372,300	1	437,900
62	405,800	2	374,900	2	440,500
63	406,100	3	377,500	3	443,000
64	406,400	4	380,200	4	445,600
65	406,600	5	382,500	5	448,000
再雇用職員	323,400	6	385,200	6	450,500
		7	387,800	7	453,000
		8	390,500	8	455,500
		9	392,600	9	457,900
		10	394,900	10	460,300
		11	397,100	11	462,900
		12	399,300	12	465,300
		13	401,300	13	467,800
		14	403,300	14	469,300
		15	405,300	15	470,600
		16	407,400	16	471,900
		17	409,200	17	473,100
		18	411,100	18	474,400
		19	413,000	19	475,700
		20	415,000	20	477,000
		21	416,800	21	478,200
		22	418,400	22	479,600
		23	420,000	23	481,000
		24	421,500	24	482,200
		25	423,000	25	483,600
		26	424,300	26	484,900
		27	425,600	27	486,300
		28	426,900	28	487,700
		29	428,200	29	489,100
		30	429,400	30	490,200
		31	430,600	31	491,300
		32	431,700	32	492,400
		33	432,900	33	493,500
		34	434,100	34	494,400
		35	435,300	35	495,300
		36	436,500	36	496,200
		37	437,800	37	497,200
		38	438,600		
		39	439,000	再雇用職員	427,200
		40	439,700		
		41	440,200		
		42	440,600		
		43	441,000		
		44	441,400		
		45	441,800		
		46	442,200		
		47	442,600		
		48	442,900		
		49	443,200		
		50	443,600		
		51	443,900		
		52	444,200		
		53	444,500		
		再雇用職員	365,600		

ハ 医療職基本給表（三）

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	176,700	61	254,600	121	286,600	1	204,000	61	277,600
2	178,100	62	255,400	122	286,800	2	205,900	62	278,900
3	179,600	63	256,100	123	287,000	3	207,900	63	280,100
4	181,000	64	256,900	124	287,200	4	209,800	64	281,200
5	182,500	65	257,500	125	287,400	5	211,900	65	282,300
6	184,000	66	258,200	126	287,500	6	213,800	66	283,500
7	185,500	67	258,900	127	287,700	7	215,800	67	284,800
8	187,000	68	259,600	128	287,900	8	217,700	68	285,900
9	188,200	69	260,300	129	288,100	9	219,500	69	287,000
10	189,900	70	261,000	130	288,200	10	220,900	70	288,400
11	191,500	71	261,800	131	288,400	11	222,300	71	289,800
12	193,000	72	262,700	132	288,600	12	223,300	72	291,100
13	194,400	73	264,000	133	288,700	13	224,700	73	292,100
14	196,400	74	265,200	134	288,800	14	225,900	74	293,500
15	198,400	75	266,200	135	289,000	15	227,200	75	294,700
16	200,400	76	267,300	136	289,100	16	228,200	76	295,900
17	202,400	77	268,200	137	289,200	17	229,500	77	297,300
18	204,400	78	269,100	138	289,300	18	230,900	78	298,500
19	206,500	79	270,200	139	289,400	19	232,400	79	299,700
20	208,500	80	271,100	140	289,500	20	233,700	80	301,000
21	210,400	81	272,000	141	289,600	21	234,800	81	301,500
22	212,200	82	272,900	142	289,700	22	236,400	82	302,700
23	214,100	83	273,800	143	289,800	23	238,100	83	303,800
24	216,000	84	274,600	144	289,900	24	239,600	84	304,900
25	217,500	85	275,300	145	290,000	25	240,900	85	306,000
26	218,800	86	276,100	146	290,100	26	242,400	86	307,200
27	219,900	87	276,900	147	290,200	27	243,900	87	308,400
28	221,100	88	277,500	148	290,300	28	245,400	88	309,500
29	222,200	89	277,700	149	290,400	29	246,900	89	310,700
30	223,200	90	278,100	150	290,500	30	248,100	90	311,900
31	224,200	91	278,400	151	290,600	31	249,200	91	313,100
32	225,100	92	278,700	152	290,700	32	250,100	92	314,300
33	226,300	93	279,000	153	290,800	33	251,000	93	315,100
34	227,600	94	279,400	154	290,900	34	252,000	94	315,800
35	228,800	95	279,800	155	291,000	35	252,900	95	316,500
36	229,900	96	280,200	156	291,100	36	253,700	96	317,100
37	231,000	97	280,400	157	291,200	37	254,400	97	317,700
38	232,300	98	280,600	158	291,300	38	255,400	98	318,000
39	233,600	99	280,900	159	291,400	39	256,300	99	318,600
40	234,900	100	281,200	160	291,500	40	257,200	100	319,200
41	235,800	101	281,500	161	291,600	41	257,600	101	319,600
42	237,000	102	281,900	162	291,700	42	258,500	102	320,200
43	238,100	103	282,200	163	291,800	43	259,300	103	320,800
44	239,300	104	282,500	164	291,900	44	260,000	104	321,400
45	240,400	105	282,700	165	292,000	45	260,700	105	321,800
46	241,600	106	283,000	166	292,100	46	261,400	106	322,300
47	242,700	107	283,300	167	292,200	47	262,200	107	322,800
48	243,800	108	283,600	168	292,300	48	263,000	108	323,300
49	244,600	109	283,900	169	292,400	49	263,700	109	323,700
50	245,600	110	284,200			50	264,600	110	324,100
51	246,600	111	284,500	再雇用職員	235,600	51	265,400	111	324,400
52	247,500	112	284,700			52	266,300	112	324,700
53	248,100	113	284,800			53	267,300	113	325,000
54	249,100	114	285,000			54	268,500	114	325,400
55	250,000	115	285,200			55	269,700	115	325,800
56	250,800	116	285,400			56	270,900	116	326,100
57	251,500	117	285,600			57	272,200	117	326,300
58	252,500	118	285,900			58	273,700	118	326,600
59	253,100	119	286,100			59	275,000	119	327,000
60	253,900	120	286,400			60	276,400	120	327,200

号俸	2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額
	円		円		円		円		円
121	327,400	1	248,600	61	315,000	121	361,300	1	269,100
122	327,700	2	250,200	62	316,300	122	361,800	2	270,000
123	328,000	3	251,900	63	317,500	123	362,300	3	270,800
124	328,300	4	253,500	64	318,700	124	362,800	4	271,700
125	328,500	5	254,800	65	320,000	125	363,100	5	272,200
126	328,800	6	255,800	66	321,300			6	273,100
127	329,200	7	256,800	67	322,500	再雇用職員	263,100	7	273,800
128	329,400	8	257,800	68	323,800			8	274,700
129	329,600	9	258,500	69	324,500			9	275,700
130	329,800	10	259,300	70	325,600			10	276,300
131	330,200	11	260,200	71	326,700			11	277,300
132	330,400	12	260,900	72	327,600			12	278,200
133	330,700	13	261,900	73	328,800			13	279,200
134	331,100	14	262,800	74	329,500			14	280,100
135	331,500	15	263,600	75	330,600			15	281,100
136	331,900	16	264,500	76	331,700			16	282,100
137	332,200	17	265,000	77	332,800			17	283,200
138	332,600	18	265,900	78	334,000			18	284,300
139	333,000	19	266,700	79	335,100			19	285,300
140	333,400	20	267,500	80	336,300			20	286,500
141	333,700	21	268,300	81	337,400			21	287,900
142	334,100	22	269,000	82	338,500			22	289,400
143	334,300	23	269,800	83	339,500			23	290,600
144	334,400	24	270,600	84	340,600			24	291,900
145	334,500	25	271,500	85	341,500			25	293,000
146	334,600	26	272,200	86	342,500			26	294,500
147	334,700	27	273,100	87	343,400			27	296,000
148	334,800	28	274,000	88	344,400			28	297,500
149	334,900	29	275,100	89	345,300			29	298,500
150	335,000	30	276,200	90	346,100			30	299,800
151	335,100	31	277,700	91	346,900			31	301,200
152	335,200	32	278,900	92	347,700			32	302,500
153	335,300	33	280,300	93	348,300			33	303,800
		34	281,600	94	348,900			34	305,300
再雇用職員	255,900	35	282,800	95	349,600			35	306,800
		36	284,000	96	350,200			36	308,300
		37	285,400	97	350,600			37	309,600
		38	286,600	98	351,000			38	310,900
		39	287,800	99	351,500			39	312,300
		40	288,900	100	351,900			40	313,800
		41	289,900	101	352,400			41	315,300
		42	291,200	102	352,800			42	316,700
		43	292,400	103	353,300			43	318,100
		44	293,700	104	353,700			44	319,500
		45	294,900	105	354,000			45	320,300
		46	296,300	106	354,500			46	321,700
		47	297,700	107	354,900			47	323,100
		48	299,000	108	355,200			48	324,600
		49	300,100	109	355,700			49	325,700
		50	301,400	110	356,200			50	327,100
		51	302,600	111	356,700			51	328,400
		52	303,900	112	357,200			52	329,700
		53	305,300	113	357,700			53	331,000
		54	306,600	114	358,200			54	332,400
		55	308,000	115	358,700			55	333,700
		56	309,300	116	359,100			56	335,000
		57	310,100	117	359,500			57	335,900
		58	311,300	118	359,900			58	337,200
		59	312,500	119	360,400			59	338,400
		60	313,900	120	360,900			60	339,700

号俸	4級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額
	円		円		円		円		円
61	340,800	1	291,100	61	376,100	1	331,500	61	428,000
62	341,700	2	292,700	62	376,900	2	333,500	62	428,500
63	342,800	3	294,300	63	377,700	3	335,500	63	428,900
64	344,100	4	296,000	64	378,500	4	337,600	64	429,400
65	345,200	5	297,400	65	379,200	5	339,600	65	429,900
66	346,400	6	299,200	66	379,900	6	341,700	66	430,300
67	347,600	7	300,800	67	380,700	7	343,800	67	430,600
68	348,600	8	302,500	68	381,400	8	345,800	68	430,900
69	349,600	9	304,100	69	382,000	9	347,300	69	431,300
70	350,600	10	305,600	70	382,600	10	349,300		
71	351,700	11	306,900	71	383,300	11	351,200	再雇用職員	326,800
72	352,800	12	308,200	72	383,900	12	353,200		
73	353,600	13	309,500	73	384,600	13	355,100		
74	354,700	14	311,100	74	385,100	14	357,200		
75	355,800	15	312,800	75	385,700	15	359,200		
76	356,900	16	314,500	76	386,200	16	361,200		
77	357,600	17	316,100	77	386,600	17	363,200		
78	358,400	18	317,700	78	387,200	18	365,200		
79	359,200	19	319,300	79	387,700	19	367,300		
80	359,900	20	320,800	80	388,000	20	369,300		
81	360,500	21	322,200	81	388,300	21	371,000		
82	361,000	22	323,700	82	388,800	22	373,100		
83	361,600	23	325,200	83	389,200	23	375,200		
84	362,100	24	326,600	84	389,500	24	377,200		
85	362,700	25	328,000	85	389,800	25	379,200		
86	363,200	26	329,400	86	390,300	26	380,800		
87	363,800	27	330,900	87	390,800	27	382,600		
88	364,300	28	332,400	88	391,200	28	384,500		
89	364,700	29	333,500	89	391,500	29	386,200		
90	365,100	30	335,000	90	391,900	30	387,900		
91	365,700	31	336,400	91	392,400	31	389,800		
92	366,200	32	337,900	92	392,800	32	391,600		
93	366,500	33	339,400	93	393,200	33	393,300		
94	367,000	34	340,900			34	395,000		
95	367,400	35	342,500	再雇用職員	289,600	35	396,800		
96	367,700	36	344,000			36	398,500		
97	368,300	37	345,600			37	400,100		
98	368,800	38	347,200			38	401,800		
99	369,300	39	348,700			39	403,600		
100	369,800	40	350,300			40	405,400		
101	370,400	41	351,500			41	406,900		
102	370,900	42	353,000			42	408,400		
103	371,400	43	354,500			43	409,900		
104	371,800	44	355,900			44	411,200		
105	372,400	45	357,400			45	412,300		
106	372,900	46	358,400			46	413,400		
107	373,400	47	359,800			47	414,500		
108	373,900	48	361,100			48	415,700		
109	374,500	49	362,500			49	417,000		
110	374,900	50	363,900			50	418,100		
111	375,400	51	365,200			51	419,300		
112	375,900	52	366,500			52	420,400		
113	376,500	53	368,000			53	421,600		
		54	369,200			54	422,600		
再雇用職員	273,300	55	370,300			55	423,700		
		56	371,500			56	424,800		
		57	372,600			57	425,900		
		58	373,500			58	426,400		
		59	374,500			59	427,000		
		60	375,500			60	427,400		

号俸	7級
	基本給月額
	円
1	375,100
2	377,700
3	380,400
4	383,000
5	385,200
6	387,500
7	389,800
8	392,100
9	394,100
10	396,200
11	398,400
12	400,600
13	402,500
14	404,500
15	406,700
16	408,800
17	410,800
18	413,000
19	415,200
20	417,300
21	419,200
22	421,100
23	422,900
24	424,800
25	426,500
26	428,100
27	429,800
28	431,400
29	432,700
30	434,000
31	435,600
32	437,100
33	438,800
34	440,400
35	441,800
36	443,200
37	444,300
38	445,600
39	446,900
40	448,300
41	449,300
42	450,000
43	450,800
44	451,400
45	452,300
46	453,000
47	453,800
48	454,600
49	455,300
50	456,000
51	456,700
52	457,500
53	458,300
54	459,100
55	459,800
56	460,500
57	461,300
再雇用職員	371,200

別表第2 事務職基本給表 (第11条第1項第2号関係)

事務職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	156,100	61	245,900	121	283,700	1	237,700	61	325,600
2	157,200	62	246,900	122	284,000	2	239,200	62	326,500
3	158,400	63	247,900	123	284,200	3	240,700	63	327,300
4	159,500	64	248,800	124	284,400	4	242,100	64	328,100
5	160,600	65	249,800	125	284,700	5	243,400	65	328,900
6	161,700	66	250,700	126	284,900	6	245,000	66	329,300
7	162,800	67	251,600	127	285,000	7	246,500	67	330,000
8	163,900	68	252,500	128	285,200	8	247,900	68	330,700
9	164,900	69	253,300	129	285,400	9	249,000	69	331,500
10	166,300	70	254,500	130	285,500	10	250,500	70	332,200
11	167,600	71	255,700	131	285,700	11	252,000	71	332,900
12	168,900	72	256,900	132	285,900	12	253,300	72	333,600
13	170,100	73	258,100	133	286,000	13	254,700	73	334,100
14	171,600	74	259,400	134	286,100	14	255,900	74	334,700
15	173,100	75	260,600	135	286,300	15	257,100	75	335,200
16	174,700	76	261,700	136	286,400	16	258,300	76	335,800
17	175,800	77	262,800	137	286,500	17	259,600	77	336,100
18	177,200	78	264,000	138	286,600	18	260,900	78	336,600
19	178,600	79	265,200	139	286,700	19	262,300	79	337,000
20	180,000	80	266,200	140	286,800	20	263,700	80	337,400
21	181,300	81	267,300	141	286,900	21	265,200	81	337,800
22	183,700	82	268,300	142	287,000	22	266,800	82	338,300
23	186,100	83	269,400	143	287,100	23	268,400	83	338,800
24	188,400	84	270,400	144	287,200	24	269,900	84	339,300
25	190,700	85	271,200	145	287,300	25	271,600	85	339,600
26	192,400	86	271,500	146	287,400	26	273,400	86	340,000
27	194,000	87	271,800	147	287,500	27	275,000	87	340,500
28	195,600	88	272,100	148	287,600	28	276,700	88	340,900
29	197,100	89	272,500	149	287,700	29	278,300	89	341,200
30	198,600	90	273,000	150	287,800	30	279,900	90	341,600
31	200,200	91	273,500	151	287,900	31	281,500	91	342,100
32	201,800	92	273,900	152	288,000	32	283,000	92	342,500
33	203,300	93	274,300	153	288,100	33	284,200	93	342,700
34	205,000	94	274,800	154	288,200	34	285,800	94	343,100
35	206,800	95	275,300	155	288,300	35	287,400	95	343,600
36	208,400	96	275,700	156	288,400	36	289,000	96	344,000
37	209,900	97	275,900	157	288,500	37	290,500	97	344,200
38	211,700	98	276,300			38	292,100	98	344,600
39	213,500	99	276,700	再雇用職員	215,700	39	293,800	99	345,000
40	215,200	100	277,200			40	295,500	100	345,300
41	216,800	101	277,600			41	297,000	101	345,600
42	218,400	102	278,000			42	298,700	102	346,000
43	220,100	103	278,400			43	300,200	103	346,400
44	221,700	104	278,800			44	301,700	104	346,800
45	223,000	105	279,100			45	303,300	105	347,300
46	224,600	106	279,500			46	305,000	106	347,700
47	226,200	107	279,800			47	306,600	107	348,100
48	227,800	108	280,200			48	308,200	108	348,500
49	229,300	109	280,600			49	309,100	109	349,000
50	230,900	110	280,900			50	310,600	110	349,400
51	232,500	111	281,200			51	312,100	111	349,700
52	233,900	112	281,500			52	313,700	112	350,000
53	235,200	113	281,800			53	315,300	113	350,500
54	236,800	114	282,000			54	316,900		
55	238,300	115	282,300			55	318,400	再雇用職員	255,700
56	239,800	116	282,500			56	319,900		
57	240,800	117	282,600			57	321,400		
58	242,300	118	282,900			58	322,600		
59	243,600	119	283,200			59	323,700		
60	244,800	120	283,500			60	324,900		

号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	4級 基本給月額	号俸	5級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	268,800	61	365,200	1	293,100	61	381,600	1	321,200
2	270,500	62	365,800	2	295,200	62	382,300	2	323,400
3	272,000	63	366,500	3	297,300	63	382,900	3	325,600
4	273,700	64	367,200	4	299,200	64	383,500	4	327,700
5	275,300	65	367,500	5	301,000	65	383,900	5	329,800
6	277,000	66	368,200	6	302,900	66	384,500	6	331,800
7	278,800	67	368,900	7	304,600	67	385,100	7	333,900
8	280,700	68	369,500	8	306,200	68	385,700	8	335,900
9	282,500	69	369,800	9	308,000	69	386,100	9	337,800
10	284,500	70	370,400	10	310,200	70	386,600	10	339,900
11	286,300	71	371,100	11	312,400	71	387,100	11	341,900
12	288,200	72	371,700	12	314,600	72	387,700	12	344,000
13	290,000	73	372,000	13	316,600	73	388,000	13	345,800
14	291,700	74	372,600	14	318,700	74	388,400	14	347,800
15	293,200	75	373,300	15	320,700	75	388,800	15	349,800
16	294,600	76	373,900	16	322,700	76	389,200	16	351,700
17	296,200	77	374,300	17	324,600	77	389,500	17	353,400
18	298,200	78	374,800	18	326,600	78	389,800	18	355,400
19	300,300	79	375,400	19	328,600	79	390,100	19	357,200
20	302,200	80	375,900	20	330,500	80	390,300	20	359,100
21	304,000	81	376,400	21	332,200	81	390,500	21	361,000
22	306,000	82	377,000	22	334,300	82	390,800	22	362,900
23	307,900	83	377,500	23	336,300	83	391,100	23	364,900
24	309,900	84	377,800	24	338,300	84	391,300	24	366,800
25	311,600	85	378,200	25	339,700	85	391,500	25	368,700
26	313,600	86	378,700	26	341,600	86	391,800	26	370,600
27	315,600	87	379,100	27	343,500	87	392,100	27	372,600
28	317,600	88	379,500	28	345,400	88	392,300	28	374,500
29	319,300	89	379,900	29	347,000	89	392,500	29	376,000
30	321,300	90	380,400	30	348,900	90	392,800	30	377,800
31	323,300	91	380,800	31	350,700	91	393,100	31	379,600
32	325,400	92	381,200	32	352,500	92	393,300	32	381,200
33	326,600	93	381,500	33	354,400	93	393,500	33	383,000
34	328,600			34	356,200			34	384,400
35	330,500	再雇用職員	275,100	35	357,900	再雇用職員	290,200	35	385,800
36	332,500			36	359,600			36	387,300
37	334,400			37	361,000			37	388,700
38	336,300			38	362,300			38	389,900
39	338,300			39	363,700			39	391,100
40	340,200			40	365,100			40	392,200
41	342,000			41	366,300			41	393,300
42	343,900			42	367,200			42	394,500
43	345,700			43	368,200			43	395,600
44	347,600			44	369,300			44	396,700
45	349,100			45	370,100			45	397,400
46	350,500			46	371,000			46	398,100
47	351,900			47	371,900			47	398,800
48	353,400			48	372,800			48	399,500
49	355,000			49	373,600			49	400,100
50	355,800			50	374,400			50	400,700
51	356,900			51	375,200			51	401,200
52	357,900			52	376,000			52	401,600
53	358,800			53	376,700			53	402,000
54	359,900			54	377,400			54	402,300
55	360,800			55	378,100			55	402,600
56	361,800			56	378,800			56	402,900
57	362,700			57	379,300			57	403,200
58	363,400			58	379,900			58	403,500
59	364,100			59	380,500			59	403,800
60	364,800			60	381,200			60	404,100

号俸	5級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	6級 基本給月額	号俸	7級 基本給月額	号俸	8級 基本給月額
	円		円		円		円		円
61	404,400	1	364,200	61	445,600	1	409,200	1	459,200
62	404,700	2	366,800			2	411,600	2	462,300
63	405,000	3	369,200	再雇用職員	357,400	3	414,100	3	465,300
64	405,300	4	371,700			4	416,500	4	468,300
65	405,600	5	373,600			5	418,400	5	471,300
66	405,900	6	376,100			6	420,600	6	474,300
67	406,200	7	378,400			7	422,700	7	477,300
68	406,500	8	380,900			8	424,900	8	480,400
69	406,700	9	383,300			9	426,900	9	483,100
70	407,000	10	386,000			10	429,000	10	486,200
71	407,300	11	388,600			11	431,100	11	489,200
72	407,600	12	391,200			12	433,100	12	492,300
73	407,800	13	393,600			13	434,800	13	495,000
74	408,100	14	395,900			14	436,600	14	497,300
75	408,400	15	398,100			15	438,500	15	499,600
76	408,600	16	400,400			16	440,500	16	501,900
77	408,800	17	402,200			17	442,300	17	503,900
78	409,100	18	404,200			18	444,100	18	505,300
79	409,400	19	406,100			19	445,900	19	506,800
80	409,600	20	407,900			20	447,600	20	508,200
81	409,800	21	409,700			21	449,400	21	509,400
82	410,100	22	411,500			22	450,900	22	510,800
83	410,400	23	413,300			23	452,300	23	512,300
84	410,600	24	415,200			24	453,800	24	513,800
85	410,800	25	416,900			25	455,200	25	514,900
		26	418,400			26	456,500	26	516,000
再雇用職員	315,700	27	419,900			27	457,800	27	517,200
		28	421,400			28	459,000	28	518,400
		29	423,000			29	460,000	29	519,400
		30	424,300			30	460,700	30	520,300
		31	425,600			31	461,500	31	521,200
		32	426,800			32	462,200	32	522,100
		33	428,000			33	462,900	33	522,900
		34	429,300			34	463,700	34	523,800
		35	430,600			35	464,400	35	524,500
		36	431,800			36	465,000	36	525,000
		37	433,000			37	465,500	37	525,700
		38	433,800			38	466,100	38	526,300
		39	434,600			39	466,700	39	527,100
		40	435,400			40	467,300	40	527,700
		41	436,000			41	467,800	41	528,200
		42	436,700			42	468,300		
		43	437,400			43	468,700	再雇用職員	441,700
		44	438,100			44	469,000		
		45	438,900			45	469,300		
		46	439,700						
		47	440,100			再雇用職員	390,600		
		48	440,800						
		49	441,300						
		50	441,700						
		51	442,100						
		52	442,500						
		53	442,900						
		54	443,300						
		55	443,700						
		56	444,000						
		57	444,300						
		58	444,700						
		59	445,000						
		60	445,300						

別表第2の2 診療情報管理職基本給表（第11条第1項第2号の2関係）

診療情報管理職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	156,100	61	245,900	121	283,700	1	237,700	61	325,600
2	157,200	62	246,900	122	284,000	2	239,200	62	326,500
3	158,400	63	247,900	123	284,200	3	240,700	63	327,300
4	159,500	64	248,800	124	284,400	4	242,100	64	328,100
5	160,600	65	249,800	125	284,700	5	243,400	65	328,900
6	161,700	66	250,700	126	284,900	6	245,000	66	329,300
7	162,800	67	251,600	127	285,000	7	246,500	67	330,000
8	163,900	68	252,500	128	285,200	8	247,900	68	330,700
9	164,900	69	253,300	129	285,400	9	249,000	69	331,500
10	166,300	70	254,500	130	285,500	10	250,500	70	332,200
11	167,600	71	255,700	131	285,700	11	252,000	71	332,900
12	168,900	72	256,900	132	285,900	12	253,300	72	333,600
13	170,100	73	258,100	133	286,000	13	254,700	73	334,100
14	171,600	74	259,400	134	286,100	14	255,900	74	334,700
15	173,100	75	260,600	135	286,300	15	257,100	75	335,200
16	174,700	76	261,700	136	286,400	16	258,300	76	335,800
17	175,800	77	262,800	137	286,500	17	259,600	77	336,100
18	177,200	78	264,000	138	286,600	18	260,900	78	336,600
19	178,600	79	265,200	139	286,700	19	262,300	79	337,000
20	180,000	80	266,200	140	286,800	20	263,700	80	337,400
21	181,300	81	267,300	141	286,900	21	265,200	81	337,800
22	183,700	82	268,300	142	287,000	22	266,800	82	338,300
23	186,100	83	269,400	143	287,100	23	268,400	83	338,800
24	188,400	84	270,400	144	287,200	24	269,900	84	339,300
25	190,700	85	271,200	145	287,300	25	271,600	85	339,600
26	192,400	86	271,500	146	287,400	26	273,400	86	340,000
27	194,000	87	271,800	147	287,500	27	275,000	87	340,500
28	195,600	88	272,100	148	287,600	28	276,700	88	340,900
29	197,100	89	272,500	149	287,700	29	278,300	89	341,200
30	198,600	90	273,000	150	287,800	30	279,900	90	341,600
31	200,200	91	273,500	151	287,900	31	281,500	91	342,100
32	201,800	92	273,900	152	288,000	32	283,000	92	342,500
33	203,300	93	274,300	153	288,100	33	284,200	93	342,700
34	205,000	94	274,800	154	288,200	34	285,800	94	343,100
35	206,800	95	275,300	155	288,300	35	287,400	95	343,600
36	208,400	96	275,700	156	288,400	36	289,000	96	344,000
37	209,900	97	275,900	157	288,500	37	290,500	97	344,200
38	211,700	98	276,300			38	292,100	98	344,600
39	213,500	99	276,700	再雇用職員	215,700	39	293,800	99	345,000
40	215,200	100	277,200			40	295,500	100	345,300
41	216,800	101	277,600			41	297,000	101	345,600
42	218,400	102	278,000			42	298,700	102	346,000
43	220,100	103	278,400			43	300,200	103	346,400
44	221,700	104	278,800			44	301,700	104	346,800
45	223,000	105	279,100			45	303,300	105	347,300
46	224,600	106	279,500			46	305,000	106	347,700
47	226,200	107	279,800			47	306,600	107	348,100
48	227,800	108	280,200			48	308,200	108	348,500
49	229,300	109	280,600			49	309,100	109	349,000
50	230,900	110	280,900			50	310,600	110	349,400
51	232,500	111	281,200			51	312,100	111	349,700
52	233,900	112	281,500			52	313,700	112	350,000
53	235,200	113	281,800			53	315,300	113	350,500
54	236,800	114	282,000			54	316,900		
55	238,300	115	282,300			55	318,400	再雇用職員	255,700
56	239,800	116	282,500			56	319,900		
57	240,800	117	282,600			57	321,400		
58	242,300	118	282,900			58	322,600		
59	243,600	119	283,200			59	323,700		
60	244,800	120	283,500			60	324,900		

号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
	円		円
1	268,800	61	365,200
2	270,500	62	365,800
3	272,000	63	366,500
4	273,700	64	367,200
5	275,300	65	367,500
6	277,000	66	368,200
7	278,800	67	368,900
8	280,700	68	369,500
9	282,500	69	369,800
10	284,500	70	370,400
11	286,300	71	371,100
12	288,200	72	371,700
13	290,000	73	372,000
14	291,700	74	372,600
15	293,200	75	373,300
16	294,600	76	373,900
17	296,200	77	374,300
18	298,200	78	374,800
19	300,300	79	375,400
20	302,200	80	375,900
21	304,000	81	376,400
22	306,000	82	377,000
23	307,900	83	377,500
24	309,900	84	377,800
25	311,600	85	378,200
26	313,600	86	378,700
27	315,600	87	379,100
28	317,600	88	379,500
29	319,300	89	379,900
30	321,300	90	380,400
31	323,300	91	380,800
32	325,400	92	381,200
33	326,600	93	381,500
34	328,600		
35	330,500	再雇用職員	275,100
36	332,500		
37	334,400		
38	336,300		
39	338,300		
40	340,200		
41	342,000		
42	343,900		
43	345,700		
44	347,600		
45	349,100		
46	350,500		
47	351,900		
48	353,400		
49	355,000		
50	355,800		
51	356,900		
52	357,900		
53	358,800		
54	359,900		
55	360,800		
56	361,800		
57	362,700		
58	363,400		
59	364,100		
60	364,800		

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

技能職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	141,700	61	214,900	121	246,600	1	214,200	61	276,000
2	142,600	62	215,900	122	246,900	2	215,400	62	277,100
3	143,600	63	216,800	123	247,200	3	216,500	63	277,900
4	144,600	64	217,600	124	247,400	4	217,600	64	278,900
5	145,600	65	218,400	125	247,600	5	218,700	65	279,700
6	146,700	66	219,100	126	247,800	6	220,100	66	280,500
7	147,700	67	219,600	127	248,100	7	221,400	67	281,300
8	148,700	68	220,300	128	248,400	8	222,600	68	282,000
9	149,600	69	221,000	129	248,600	9	223,900	69	282,600
10	150,600	70	222,100	130	248,900	10	225,500	70	283,400
11	151,700	71	223,100	131	249,100	11	227,100	71	284,200
12	152,800	72	223,800	132	249,300	12	228,400	72	284,900
13	153,600	73	224,300	133	249,500	13	229,500	73	285,700
14	154,700	74	225,300	134	249,700	14	230,900	74	286,400
15	155,800	75	226,400	135	249,900	15	232,200	75	287,100
16	156,900	76	227,400	136	250,100	16	233,300	76	287,900
17	158,000	77	227,900	137	250,200	17	234,000	77	288,500
18	159,400	78	229,000	138	250,400	18	234,600	78	289,000
19	160,600	79	230,100	139	250,600	19	235,200	79	289,400
20	161,800	80	231,100	140	250,800	20	236,000	80	289,800
21	162,900	81	231,900	141	251,000	21	236,500	81	290,200
22	164,100	82	232,900	142	251,200	22	237,900	82	290,600
23	165,300	83	233,800	143	251,400	23	239,200	83	291,100
24	166,500	84	234,700	144	251,600	24	240,100	84	291,600
25	167,600	85	235,500	145	251,800	25	241,300	85	292,000
26	169,100	86	236,400	146	251,900	26	242,500	86	292,500
27	170,600	87	237,100	147	252,100	27	243,800	87	293,100
28	172,100	88	237,800	148	252,200	28	245,000	88	293,700
29	173,500	89	238,500	149	252,300	29	245,800	89	294,000
30	174,900	90	239,500	150	252,500	30	246,900	90	294,500
31	176,400	91	239,900	151	252,600	31	248,100	91	295,000
32	177,900	92	240,100	152	252,700	32	249,200	92	295,300
33	179,300	93	240,400	153	252,800	33	250,300	93	295,700
34	181,000	94	240,800	154	252,900	34	251,300	94	296,200
35	182,700	95	241,000	155	253,000	35	252,300	95	296,700
36	184,400	96	241,300	156	253,100	36	253,300	96	297,200
37	186,100	97	241,400	157	253,200	37	254,300	97	297,500
38	187,300	98	241,700	158	253,300	38	255,200	98	297,900
39	188,900	99	241,900	159	253,500	39	256,100	99	298,400
40	190,200	100	242,100	160	253,600	40	257,000	100	298,900
41	193,500	101	242,200	161	253,800	41	258,000	101	299,300
42	194,500	102	242,600	162	253,900	42	259,000	102	299,700
43	195,600	103	242,900	163	254,000	43	259,900	103	300,000
44	196,500	104	243,100	164	254,100	44	261,100	104	300,300
45	197,600	105	243,400	165	254,300	45	261,700	105	300,600
46	199,100	106	243,500	166	254,400	46	262,700	106	301,000
47	200,600	107	243,600	167	254,500	47	263,700	107	301,400
48	202,100	108	243,700	168	254,600	48	264,600	108	301,800
49	203,400	109	243,800	169	254,800	49	265,700	109	302,100
50	204,300	110	244,200	170	254,900	50	266,600	110	302,500
51	205,300	111	244,400	171	255,000	51	267,500	111	302,900
52	206,200	112	244,500	172	255,100	52	268,200	112	303,200
53	207,300	113	244,800	173	255,200	53	268,900	113	303,400
54	208,300	114	245,100	174	255,300	54	269,700	114	303,700
55	209,300	115	245,400	175	255,400	55	270,600	115	304,000
56	210,300	116	245,700	176	255,500	56	271,500	116	304,200
57	211,200	117	245,800	177	255,700	57	272,200	117	304,400
58	212,200	118	246,000			58	273,100	118	304,700
59	213,200	119	246,200	再雇用職員	205,200	59	274,100	119	305,000
60	214,100	120	246,500			60	275,100	120	305,200

号俸	2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
	円		円		円
121	305,400	1	257,200	61	306,600
122	305,700	2	258,400	62	307,300
123	306,000	3	259,400	63	308,000
124	306,200	4	260,500	64	308,600
125	306,400	5	261,300	65	309,100
126	306,700	6	262,300	66	309,600
127	307,000	7	263,300	67	310,200
128	307,200	8	264,200	68	310,800
129	307,400	9	264,900	69	311,400
130	307,700	10	265,600	70	311,800
131	308,000	11	266,500	71	312,300
132	308,200	12	267,300	72	312,800
133	308,400	13	268,200	73	313,100
再雇用職員	223,700	14	269,100	74	313,600
		15	270,000	75	314,100
		16	270,800	76	314,500
		17	271,600	77	314,700
		18	272,700	78	315,000
		19	273,600	79	315,300
		20	274,400	80	315,600
		21	275,300	81	315,900
		22	276,100	82	316,200
		23	276,900	83	316,500
		24	277,700	84	316,800
		25	278,200	85	317,000
		26	279,000	86	317,400
		27	279,800	87	317,700
		28	280,600	88	317,900
		29	281,500	89	318,100
		30	282,500	90	318,400
		31	283,400	91	318,700
		32	284,300	92	319,000
		33	285,000	93	319,200
		34	285,900	94	319,500
		35	286,800	95	319,800
		36	287,800	96	320,000
		37	288,400	97	320,200
		38	289,200	98	320,500
		39	290,100	99	320,800
		40	290,900	100	321,000
		41	291,500	101	321,200
		42	292,500		
		43	293,500	再雇用職員	244,500
		44	294,400		
		45	295,100		
		46	296,000		
		47	296,900		
		48	297,800		
		49	298,400		
		50	299,000		
		51	299,700		
52	300,400				
53	301,000				
54	301,800				
55	302,500				
56	303,200				
57	303,900				
58	304,600				
59	305,300				
60	306,000				

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

教育職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	228,100	61	351,900	121	408,600	1	254,100	61	370,200
2	230,200	62	353,400	122	409,000	2	256,200	62	371,600
3	232,100	63	354,800	123	409,600	3	258,200	63	372,900
4	234,100	64	356,400	124	410,000	4	260,400	64	374,300
5	236,000	65	357,700	125	410,500	5	262,300	65	375,500
6	237,900	66	359,000	126	411,000	6	264,500	66	376,800
7	239,700	67	360,400	127	411,500	7	266,600	67	378,000
8	241,500	68	361,700	128	412,000	8	268,700	68	379,300
9	243,600	69	363,000	129	412,400	9	270,500	69	380,500
10	246,000	70	364,400	再雇用職員	293,700	10	273,200	70	381,800
11	248,300	71	365,700			11	275,800	71	383,000
12	250,500	72	367,100			12	278,400	72	384,200
13	252,500	73	368,200			13	281,000	73	385,600
14	254,800	74	369,500			14	283,500	74	386,900
15	257,100	75	370,700			15	285,800	75	388,100
16	259,300	76	371,900			16	287,900	76	389,400
17	261,500	77	373,000			17	290,200	77	390,000
18	264,400	78	374,200			18	292,200	78	391,300
19	267,400	79	375,300			19	294,200	79	392,700
20	270,300	80	376,500			20	296,300	80	394,100
21	273,000	81	377,500			21	298,300	81	395,300
22	275,800	82	378,500			22	300,300	82	396,400
23	278,500	83	379,600			23	302,400	83	397,400
24	281,100	84	380,600			24	304,600	84	398,600
25	283,600	85	381,700			25	306,200	85	399,400
26	286,200	86	382,700			26	308,300	86	400,500
27	288,600	87	383,800			27	310,200	87	401,600
28	291,200	88	384,800			28	312,200	88	402,500
29	293,700	89	385,700			29	314,200	89	403,400
30	295,800	90	386,600			30	315,800	90	404,400
31	297,800	91	387,600			31	317,600	91	405,300
32	299,800	92	388,500			32	318,900	92	406,200
33	301,600	93	389,400			33	320,400	93	407,000
34	303,700	94	390,300			34	322,400	94	408,000
35	305,800	95	391,100			35	324,000	95	409,000
36	307,700	96	392,000			36	325,800	96	410,000
37	309,600	97	392,900			37	327,900	97	410,600
38	311,200	98	393,600			38	329,900	98	411,300
39	312,800	99	394,500			39	332,200	99	412,000
40	314,300	100	395,300			40	334,300	100	412,600
41	315,500	101	396,100			41	336,500	101	413,100
42	317,500	102	396,900			42	338,800	102	413,500
43	319,100	103	397,700			43	341,000	103	413,800
44	321,200	104	398,500			44	343,200	104	414,100
45	323,000	105	399,100			45	345,300	105	414,300
46	325,000	106	399,800			46	347,100	106	414,600
47	327,100	107	400,400			47	348,900	107	414,900
48	329,200	108	401,100			48	350,600	108	415,200
49	331,300	109	401,800			49	352,400	109	415,400
50	333,500	110	402,400			50	354,000	110	415,700
51	335,600	111	403,100			51	355,600	111	416,000
52	337,600	112	403,700			52	357,200	112	416,200
53	339,600	113	404,300			53	358,700	113	416,400
54	341,000	114	404,800			54	360,200	114	416,700
55	342,300	115	405,400			55	361,700	115	417,000
56	343,500	116	405,900			56	363,100	116	417,200
57	345,000	117	406,500			57	364,500	117	417,400
58	346,900	118	407,100			58	366,000		
59	348,600	119	407,500			59	367,300	再雇用職員	302,700
60	350,200	120	408,000			60	368,700		

号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
	円		円
1	285,900	61	408,200
2	288,700	62	409,800
3	291,300	63	411,300
4	293,800	64	412,900
5	296,300	65	414,300
6	298,700	66	415,200
7	301,000	67	416,200
8	303,200	68	417,100
9	305,400	69	418,000
10	307,900	70	419,000
11	310,300	71	420,100
12	312,800	72	420,900
13	315,000	73	421,600
14	317,000	74	422,400
15	319,000	75	423,400
16	320,700	76	424,300
17	323,000	77	425,300
18	325,200	78	426,300
19	327,500	79	427,300
20	329,700	80	428,200
21	331,600	81	428,900
22	334,200	82	429,800
23	336,500	83	430,700
24	339,200	84	431,500
25	341,800	85	432,400
26	344,300	86	433,200
27	346,900	87	434,000
28	349,600	88	434,900
29	352,100	89	435,600
30	354,500	90	436,100
31	356,700	91	436,700
32	359,000	92	437,100
33	361,200	93	437,600
34	363,000	94	438,100
35	364,500	95	438,500
36	365,900	96	438,900
37	367,800	97	439,100
38	369,900	98	439,500
39	372,000	99	439,800
40	374,100	100	440,100
41	376,200	101	440,400
42	378,100		
43	380,100	再雇用職員	311,300
44	382,000		
45	383,500		
46	385,400		
47	387,200		
48	389,100		
49	390,000		
50	391,800		
51	393,400		
52	395,100		
53	396,100		
54	397,700		
55	399,200		
56	400,900		
57	402,200		
58	403,800		
59	405,400		
60	407,000		

別表第5 福祉職基本給表（第11条第1項第5号関係）

福祉職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	170,500	61	258,500	121	321,100	1	261,200	61	334,700
2	171,700	62	259,800	122	321,500	2	262,700	62	334,900
3	172,900	63	260,900	123	321,800	3	264,100	63	335,400
4	174,100	64	262,200	124	322,100	4	265,500	64	336,000
5	175,000	65	263,400	125	322,600	5	266,400	65	336,300
6	176,500	66	264,400	126	323,000	6	267,700	66	336,700
7	177,900	67	265,600	127	323,200	7	269,000	67	337,200
8	179,300	68	266,600	128	323,600	8	270,300	68	337,700
9	180,500	69	267,700	129	324,000	9	271,400	69	338,200
10	181,900	70	268,900	130	324,400	10	272,500	70	338,700
11	183,300	71	270,000	131	324,800	11	273,700	71	339,100
12	184,700	72	271,200	132	325,100	12	274,600	72	339,600
13	186,100	73	272,400	133	325,300	13	275,600	73	339,800
14	187,400	74	273,800	134	325,600	14	276,900	74	340,300
15	188,800	75	275,300	135	325,900	15	278,200	75	340,800
16	190,100	76	276,700	136	326,200	16	279,600	76	341,200
17	191,500	77	278,200	137	326,600	17	281,000	77	341,500
18	192,900	78	279,600	138	326,800	18	282,700	78	341,900
19	194,400	79	281,100	139	327,100	19	284,300	79	342,400
20	195,700	80	282,500	140	327,500	20	285,800	80	342,800
21	196,900	81	283,900	141	327,900	21	287,100	81	343,000
22	198,500	82	285,200	142	328,200	22	288,900	82	343,300
23	200,100	83	286,600	143	328,600	23	290,200	83	343,800
24	201,600	84	287,900	144	328,900	24	291,800	84	344,200
25	203,200	85	289,000	145	329,200	25	293,500	85	344,500
26	204,800	86	290,100	146	329,600	26	294,900	86	344,800
27	206,400	87	291,200	147	329,900	27	296,500	87	345,300
28	207,900	88	292,400	148	330,100	28	298,000	88	345,700
29	209,700	89	293,700	149	330,300	29	299,100	89	346,000
30	211,000	90	295,000	150	330,500	30	300,300	90	346,400
31	212,400	91	296,400	151	330,600	31	301,800	91	346,800
32	213,700	92	297,800	152	330,700	32	303,100	92	347,000
33	214,800	93	298,900	153	330,800	33	304,400	93	347,300
34	216,100	94	300,400			34	306,000		
35	217,400	95	301,600	再雇用職員	241,500	35	307,400	再雇用職員	255,800
36	218,400	96	303,000			36	308,900		
37	219,500	97	304,100			37	310,400		
38	222,300	98	305,400			38	311,800		
39	224,800	99	306,500			39	313,200		
40	227,300	100	307,700			40	314,800		
41	231,800	101	308,400			41	316,100		
42	233,300	102	309,500			42	317,600		
43	234,600	103	310,700			43	319,100		
44	235,900	104	311,900			44	320,500		
45	237,300	105	313,200			45	321,500		
46	238,700	106	313,900			46	322,700		
47	240,200	107	314,500			47	323,900		
48	241,600	108	315,100			48	325,100		
49	242,900	109	315,900			49	326,100		
50	244,300	110	316,600			50	327,100		
51	245,600	111	317,200			51	328,000		
52	246,800	112	317,900			52	329,000		
53	247,600	113	318,200			53	329,800		
54	248,800	114	318,500			54	330,500		
55	250,000	115	319,100			55	331,200		
56	251,200	116	319,400			56	332,000		
57	252,500	117	319,700			57	332,600		
58	254,100	118	320,000			58	333,100		
59	255,600	119	320,400			59	333,700		
60	257,100	120	320,700			60	334,200		

号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
	円		円
1	281,800	61	376,900
2	283,200	62	377,600
3	284,700	63	378,300
4	286,000	64	379,000
5	287,500	65	379,300
6	289,300	66	379,900
7	291,100	67	380,500
8	293,000	68	381,200
9	294,800	69	381,600
10	296,700	70	382,300
11	298,800	71	382,900
12	300,700	72	383,500
13	302,000	73	383,900
14	304,200	74	384,500
15	306,200	75	385,100
16	308,200	76	385,700
17	310,100	77	386,100
18	311,900	78	386,600
19	313,600	79	387,100
20	315,300	80	387,700
21	317,100	81	388,200
22	319,200	82	388,600
23	321,300	83	389,000
24	323,200	84	389,400
25	325,200	85	389,600
26	327,100	86	389,800
27	329,100	87	390,100
28	331,000	88	390,400
29	332,800	89	390,600
30	334,800	90	390,900
31	336,700	91	391,200
32	338,700	92	391,400
33	340,300	93	391,600
34	342,200		
35	344,000	再雇用職員	288,900
36	345,800		
37	347,000		
38	348,900		
39	350,800		
40	352,600		
41	354,500		
42	356,300		
43	358,000		
44	359,700		
45	361,500		
46	362,900		
47	364,300		
48	365,700		
49	366,700		
50	367,800		
51	368,900		
52	370,000		
53	370,800		
54	371,400		
55	372,100		
56	372,900		
57	373,700		
58	374,500		
59	375,300		
60	376,100		

別表第5の2 介護福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

介護福祉職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	170,500	61	240,000	121	275,400	1	218,200	61	298,900
2	171,700	62	240,600	122	275,600	2	219,900	62	300,400
3	172,900	63	241,100	123	276,000	3	221,700	63	301,600
4	174,100	64	241,600	124	276,300	4	223,400	64	303,000
5	175,000	65	242,300	125	276,500	5	225,100	65	304,100
6	176,500	66	243,200	126	276,800	6	226,800	66	305,400
7	177,900	67	244,200	127	277,200	7	228,600	67	306,500
8	179,300	68	245,000	128	277,600	8	230,100	68	307,700
9	180,500	69	245,900	129	277,800	9	231,800	69	308,400
10	181,900	70	246,900	130	278,200	10	233,300	70	309,500
11	183,300	71	247,800	131	278,600	11	234,600	71	310,700
12	184,700	72	248,400	132	278,900	12	235,900	72	311,900
13	186,100	73	249,000	133	279,100	13	237,300	73	313,200
14	187,400	74	250,000	134	279,400	14	238,700	74	313,900
15	188,800	75	250,900	135	279,800	15	240,200	75	314,500
16	190,100	76	251,600	136	280,100	16	241,600	76	315,100
17	191,500	77	252,400	137	280,300	17	242,900	77	315,900
18	192,900	78	253,300	138	280,600	18	244,300	78	316,600
19	194,400	79	254,200	139	280,900	19	245,600	79	317,200
20	195,700	80	254,900	140	281,200	20	246,800	80	317,900
21	196,900	81	255,700	141	281,400	21	247,600	81	318,200
22	198,500	82	256,300	142	281,600	22	248,800	82	318,500
23	200,100	83	257,000	143	281,800	23	250,000	83	319,100
24	201,600	84	257,700	144	282,100	24	251,200	84	319,400
25	203,200	85	258,300	145	282,500	25	252,500	85	319,700
26	204,800	86	259,100	146	282,700	26	254,100	86	320,000
27	206,400	87	259,800	147	283,000	27	255,600	87	320,400
28	207,900	88	260,600	148	283,300	28	257,100	88	320,700
29	209,700	89	261,100	149	283,600	29	258,500	89	321,100
30	211,000	90	261,900	150	283,800	30	259,800	90	321,500
31	212,400	91	262,700	151	284,100	31	260,900	91	321,800
32	213,700	92	263,500	152	284,300	32	262,200	92	322,100
33	214,800	93	263,900	153	284,600	33	263,400	93	322,600
34	216,100	94	264,500			34	264,400	94	323,000
35	217,400	95	265,000	再雇用職員	229,000	35	265,600	95	323,200
36	218,400	96	265,700			36	266,600	96	323,600
37	219,500	97	266,400			37	267,700	97	324,000
38	220,800	98	267,100			38	268,900	98	324,400
39	222,000	99	267,800			39	270,000	99	324,800
40	223,200	100	268,500			40	271,200	100	325,100
41	224,200	101	268,900			41	272,400	101	325,300
42	225,100	102	269,400			42	273,800	102	325,600
43	226,100	103	269,800			43	275,300	103	325,900
44	227,100	104	270,300			44	276,700	104	326,200
45	227,800	105	270,500			45	278,200	105	326,600
46	228,800	106	270,700			46	279,600	106	326,800
47	229,700	107	271,000			47	281,100	107	327,100
48	230,500	108	271,300			48	282,500	108	327,500
49	231,100	109	271,600			49	283,900	109	327,900
50	232,000	110	271,900			50	285,200	110	328,200
51	233,100	111	272,300			51	286,600	111	328,600
52	233,800	112	272,500			52	287,900	112	328,900
53	234,200	113	272,800			53	289,000	113	329,200
54	235,300	114	273,100			54	290,100	114	329,600
55	235,900	115	273,400			55	291,200	115	329,900
56	236,500	116	273,800			56	292,400	116	330,100
57	237,200	117	274,100			57	293,700	117	330,300
58	237,900	118	274,400			58	295,000	118	330,600
59	238,700	119	274,800			59	296,400	119	331,000
60	239,300	120	275,200			60	297,800	120	331,400

号俸	2級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額	号俸	3級 基本給月額
121	円 331,600	1	円 261,200	61	円 334,700
		2	262,700	62	334,900
再雇用職員	241,500	3	264,100	63	335,400
		4	265,500	64	336,000
		5	266,400	65	336,300
		6	267,700	66	336,700
		7	269,000	67	337,200
		8	270,300	68	337,700
		9	271,400	69	338,200
		10	272,500	70	338,700
		11	273,700	71	339,100
		12	274,600	72	339,600
		13	275,600	73	339,800
		14	276,900	74	340,300
		15	278,200	75	340,800
		16	279,600	76	341,200
		17	281,000	77	341,500
		18	282,700	78	341,900
		19	284,300	79	342,400
		20	285,800	80	342,800
		21	287,100	81	343,000
		22	288,900	82	343,300
		23	290,200	83	343,800
		24	291,800	84	344,200
		25	293,500	85	344,500
		26	294,900	86	344,800
		27	296,500	87	345,300
		28	298,000	88	345,700
		29	299,100	89	346,000
		30	300,300	90	346,400
		31	301,800	91	346,800
		32	303,100	92	347,000
		33	304,400	93	347,300
		34	306,000		
		35	307,400	再雇用職員	255,800
		36	308,900		
		37	310,400		
		38	311,800		
		39	313,200		
		40	314,800		
		41	316,100		
		42	317,600		
		43	319,100		
		44	320,500		
		45	321,500		
		46	322,700		
		47	323,900		
		48	325,100		
		49	326,100		
		50	327,100		
		51	328,000		
		52	329,000		
		53	329,800		
		54	330,500		
		55	331,200		
		56	332,000		
		57	332,600		
		58	333,100		
		59	333,700		
		60	334,200		

別表第6 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

療養介助職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	170,300	61	227,800	121	236,200	1	219,600	61	254,100
2	171,500	62	228,200	122	236,250	2	220,500	62	254,400
3	172,300	63	228,500	123	236,300	3	221,200	63	254,500
4	173,200	64	228,900	124	236,350	4	222,100	64	254,700
5	174,100	65	229,200	125	236,400	5	222,900	65	254,900
6	175,600	66	229,600	126	236,450	6	223,900	66	255,200
7	177,200	67	230,000	127	236,500	7	224,700	67	255,500
8	178,100	68	230,100	128	236,550	8	225,700	68	255,700
9	179,000	69	230,300	129	236,600	9	226,400	69	255,800
10	180,700	70	230,400	130	236,650	10	227,300	70	256,000
11	182,400	71	230,500	131	236,700	11	228,300	71	256,300
12	184,200	72	230,600	132	236,750	12	229,300	72	256,400
13	186,000	73	230,800	133	236,800	13	230,000	73	256,600
14	187,500	74	231,100	134	236,850	14	230,900	74	256,900
15	189,100	75	231,200	135	236,900	15	231,600	75	257,000
16	190,700	76	231,300	136	236,950	16	232,300	76	257,200
17	192,200	77	231,400	137	237,000	17	232,900	77	257,400
18	193,700	78	231,500	138	237,050	18	233,500	78	257,600
19	195,100	79	231,600	139	237,100	19	234,100	79	257,700
20	196,200	80	231,700	140	237,150	20	234,800	80	257,800
21	197,400	81	231,800	141	237,200	21	235,300	81	257,900
22	198,300	82	231,900	142	237,250	22	236,000	82	258,100
23	199,500	83	232,000	143	237,300	23	236,700	83	258,200
24	200,400	84	232,100	144	237,350	24	237,500	84	258,300
25	201,200	85	232,200	145	237,400	25	238,000	85	258,400
26	202,300	86	232,300	146	237,450	26	238,800	86	258,500
27	203,400	87	232,400	147	237,500	27	239,400	87	258,700
28	204,500	88	232,500	148	237,550	28	239,900	88	258,900
29	205,700	89	232,600	149	237,600	29	240,300	89	259,000
30	206,600	90	232,700			30	240,900	90	259,200
31	207,600	91	232,800	再雇用職員	208,000	31	241,500	91	259,400
32	208,500	92	232,900			32	242,000	92	259,500
33	210,900	93	233,000			33	242,700	93	259,700
34	211,500	94	233,100			34	243,100	94	259,900
35	212,400	95	233,200			35	243,500	95	260,100
36	213,000	96	233,300			36	244,200	96	260,300
37	214,000	97	233,400			37	244,600	97	260,400
38	214,700	98	233,600			38	244,900	98	260,600
39	215,600	99	233,700			39	245,300	99	260,800
40	216,500	100	233,800			40	245,800	100	261,000
41	217,200	101	233,900			41	246,300	101	261,100
42	218,000	102	234,000			42	246,700	102	261,300
43	218,700	103	234,100			43	247,200	103	261,500
44	219,500	104	234,200			44	247,700	104	261,600
45	220,200	105	234,300			45	248,200	105	261,700
46	220,900	106	234,500			46	248,700	106	261,900
47	221,600	107	234,700			47	249,300	107	262,000
48	222,000	108	234,800			48	249,700	108	262,100
49	222,500	109	234,900			49	250,200	109	262,200
50	223,100	110	235,000			50	250,600		
51	223,800	111	235,200			51	251,100	再雇用職員	230,300
52	224,300	112	235,300			52	251,500		
53	224,700	113	235,400			53	251,700		
54	225,200	114	235,500			54	252,100		
55	225,800	115	235,600			55	252,400		
56	226,300	116	235,700			56	252,800		
57	226,400	117	235,800			57	253,200		
58	226,800	118	236,000			58	253,400		
59	227,300	119	236,100			59	253,700		
60	227,700	120	236,150			60	254,000		

別表第6の2 医師事務作業補助職基本給表（第11条第1項第8号関係）

医師事務作業補助職基本給表

号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	1級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額	号俸	2級 基本給月額
	円		円		円		円		円
1	170,300	61	227,800	121	236,200	1	219,600	61	254,100
2	171,500	62	228,200	122	236,250	2	220,500	62	254,400
3	172,300	63	228,500	123	236,300	3	221,200	63	254,500
4	173,200	64	228,900	124	236,350	4	222,100	64	254,700
5	174,100	65	229,200	125	236,400	5	222,900	65	254,900
6	175,600	66	229,600	126	236,450	6	223,900	66	255,200
7	177,200	67	230,000	127	236,500	7	224,700	67	255,500
8	178,100	68	230,100	128	236,550	8	225,700	68	255,700
9	179,000	69	230,300	129	236,600	9	226,400	69	255,800
10	180,700	70	230,400	130	236,650	10	227,300	70	256,000
11	182,400	71	230,500	131	236,700	11	228,300	71	256,300
12	184,200	72	230,600	132	236,750	12	229,300	72	256,400
13	186,000	73	230,800	133	236,800	13	230,000	73	256,600
14	187,500	74	231,100	134	236,850	14	230,900	74	256,900
15	189,100	75	231,200	135	236,900	15	231,600	75	257,000
16	190,700	76	231,300	136	236,950	16	232,300	76	257,200
17	192,200	77	231,400	137	237,000	17	232,900	77	257,400
18	193,700	78	231,500	138	237,050	18	233,500	78	257,600
19	195,100	79	231,600	139	237,100	19	234,100	79	257,700
20	196,200	80	231,700	140	237,150	20	234,800	80	257,800
21	197,400	81	231,800	141	237,200	21	235,300	81	257,900
22	198,300	82	231,900	142	237,250	22	236,000	82	258,100
23	199,500	83	232,000	143	237,300	23	236,700	83	258,200
24	200,400	84	232,100	144	237,350	24	237,500	84	258,300
25	201,200	85	232,200	145	237,400	25	238,000	85	258,400
26	202,300	86	232,300	146	237,450	26	238,800	86	258,500
27	203,400	87	232,400	147	237,500	27	239,400	87	258,700
28	204,500	88	232,500	148	237,550	28	239,900	88	258,900
29	205,700	89	232,600	149	237,600	29	240,300	89	259,000
30	206,600	90	232,700			30	240,900	90	259,200
31	207,600	91	232,800	再雇用職員	208,000	31	241,500	91	259,400
32	208,500	92	232,900			32	242,000	92	259,500
33	210,900	93	233,000			33	242,700	93	259,700
34	211,500	94	233,100			34	243,100	94	259,900
35	212,400	95	233,200			35	243,500	95	260,100
36	213,000	96	233,300			36	244,200	96	260,300
37	214,000	97	233,400			37	244,600	97	260,400
38	214,700	98	233,600			38	244,900	98	260,600
39	215,600	99	233,700			39	245,300	99	260,800
40	216,500	100	233,800			40	245,800	100	261,000
41	217,200	101	233,900			41	246,300	101	261,100
42	218,000	102	234,000			42	246,700	102	261,300
43	218,700	103	234,100			43	247,200	103	261,500
44	219,500	104	234,200			44	247,700	104	261,600
45	220,200	105	234,300			45	248,200	105	261,700
46	220,900	106	234,500			46	248,700	106	261,900
47	221,600	107	234,700			47	249,300	107	262,000
48	222,000	108	234,800			48	249,700	108	262,100
49	222,500	109	234,900			49	250,200	109	262,200
50	223,100	110	235,000			50	250,600		
51	223,800	111	235,200			51	251,100	再雇用職員	230,300
52	224,300	112	235,300			52	251,500		
53	224,700	113	235,400			53	251,700		
54	225,200	114	235,500			54	252,100		
55	225,800	115	235,600			55	252,400		
56	226,300	116	235,700			56	252,800		
57	226,400	117	235,800			57	253,200		
58	226,800	118	236,000			58	253,400		
59	227,300	119	236,100			59	253,700		
60	227,700	120	236,150			60	254,000		

別表第7 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 医療職基本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般医師の職務
2 級	医長の職務
備考 1	本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
2	特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
3	前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任義肢装具士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、視能訓練士、言語聴覚士又は救急救命士の職務 4 困難な業務を行う医療技術職員の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任義肢装具士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任救急救命士、主任歯科衛生士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
5 級	1 薬剤部長の職務 2 理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤部長の職務
7 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤部長の職務

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務
6 級	看護部長の職務
7 級	副院長（看護師である者に限る。）の職務 理事長が定める規模の大きい病院の看護部長の職務

ニ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	1 係長の職務 2 係主任の職務
3 級	補佐の職務
4 級	1 課長の職務 2 副施設長の職務
5 級	1 事務長の職務 2 困難な業務を行う課長及び副施設長の職務
6 級	1 事務部長の職務 2 院長補佐の職務
7 級	理事長が定める規模の大きい病院の事務部長の職務
8 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の事務部長の職務

ホ 診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	診療情報管理員の職務
2 級	主任診療情報管理員の職務
3 級	診療情報管理専門職の職務
備考	「診療情報管理員」とは、診療情報の管理、入院患者についての疾病統計（ICD10による疾病分類等）及び診療報酬の請求事務のうちDPCのコーディングに係る業務を行う職員をいう。

ヘ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 一般職員の職務 2 労務職員の職務
2 級	1 数名の一般職員を直接指揮監督する職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務
3 級	多数の一般職員を直接指揮監督する職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技工士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手又は調理師等の職員である。 2 「労務職員」とは、保清員、洗たく員又は消毒員等である。

ト 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	教員の職務
2 級	教務主任の職務
3 級	副学校長の職務

チ 福祉職 基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 主任保育士の職務 2 主任医療社会事業専門員の職務
3 級	1 困難な業務を行う主任医療社会事業専門員の職務

リ 介護福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 介護福祉士の職務 2 介護支援専門員の職務
2 級	1 主任介護福祉士の職務 2 主任介護支援専門員の職務
3 級	1 介護福祉士長の職務 2 困難な業務を行う主任介護福祉士の職務 3 困難な業務を行う主任介護支援専門員の職務

ヌ 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助長又は副療養介助長の職務
備考	「療養介助員」とは、介護職員初任者研修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、又は作業療法助手等をいう。

ル 医師事務作業補助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	医師事務作業補助員の職務
2 級	主任医師事務作業補助員の職務

別表第8 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
歯 科 医 師	大 学 6 卒	1 号 俸

備考

理事長が特に必要と認める場合は初任給欄の号俸について別に基準を定める。

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 劑 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
義 肢 装 具 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
救 急 救 命 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准看護師養成所卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
試 採 験 用 事 務 職	大 学 卒	1 級 25 号 俸
	高 校 卒	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「大学卒」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。
- 2 学歴免許等欄の「高校卒」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験に合格した者をいう。

ホ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
診 療 情 報 管 理 員	高 校 卒	1 級 1 号 俸

ヘ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理又は洗たく長等職員である。

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医療社会事業専門員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。

チ 介護福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
介 護 福 祉 士 介 護 支 援 専 門 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

リ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員及び看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手等の助手業務等を行う職員をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

ヌ 医師事務作業補助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 事 務 作 業 補 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「医師事務作業補助員」とは、医師の指示の下に、診断書などの文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、医師等の教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）並びに行政上の業務（救急医療システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）を行う職員（秘書業務、窓口・受付業務、診療報酬の請求事務（DPCのコーディングに係る業務を含む。）、医師以外の職種の指示の下に行う業務、医療機関の経営・運営のためのデータの収集業務、看護業務の補助並びに物品運搬業務等の業務を行う職員を除く。）をいう。
- 2 学歴免許等欄の「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

別表第9 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基礎学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二 短大2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中 学 卒	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第10 昇格対応号俸表（第13条第1項関係）

イ 医療職基本給表（一）

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇任後の号俸
	2級
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8
29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	29
50	30
51	31
52	32
53	33
54	34
55	35
56	36
57	37
58	38
59	39
60	40
61	41
62	42
63	43
64	44
65	45
66	46
67	47
68	48
69	49
70	49
71	50
72	50
73	51
74	51
75	52
76	52
77	53
78	53
79	54
80	54
81	55
82	55
83	56
84	56
85	57
86	57
87	57
88	58
89	58
90	58
91	59
92	59
93	59

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇任後の号俸
	2級
94	60
95	
96	
97	61
98	
99	
100	62
101	
102	
103	63
104	
105	
106	64
107	
108	
109	65
110	
111	
112	66
113	
114	
115	67
116	
117	
118	68
119	
120	
121	69
122	
123	
124	69
125	
126	
127	69
128	
129	
130	69
131	
132	
133	69

ロ 医療職基本給表 (二)

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	
55	19	43	36	36	27	
56	20	44	36	36	27	
57	21	45	37	37	28	
58	22	46	38	37	28	
59	23	47	39	37	29	
60	24	48	40	38	29	
61	25	49	41	38	29	
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40		
67	31	55	43	40		
68	32	56	43	40		
69	33	57	43	41		
70	34	58	44	41		
71	35	59	44	42		
72	36	60	44	42		
73	37	61	45	43		
74	38	61	45	43		
75	39	62	45	44		
76	40	62	45	44		
77	41	63	46	45		
78	42	63	46	45		
79	43	64	46	46		
80	44	64	46	46		
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
85	49	67	48	48		
86	50	67	48			
87	51	68	48			
88	52	68	48			
89	53	69	49			
90	53	70	49			
91	54	71	49			
92	54	72	50			
93	55	73	50			
94	55	73	50			
95	56	74	51			
96	56	74	51			
97	57	75	51			
98	57	75	52			
99	58	76	52			
100	58	76	52			
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79				
107	61	80				
108	61	80				
109	61	81				
110	62	81				
111	62	82				
112	62	82				
113	62	83				
114	62					
115	63					
116	63					
117	63					
118	63					
119	63					
120	64					
121	64					
122	64					
123	64					
124	64					
125	65					
126	65					
127	65					
128	65					
129	65					
130	65					
131	65					
132	65					
133	65					
134	66					
135	66					
136	66					
137	66					
138	66					
139	66					
140	66					
141	66					
142	66					
143	67					
144	67					
145	67					
146	67					
147	67					
148	67					
149	67					
150	67					
151	67					
152	68					
153	68					

ハ、医療職基本給表（三）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23
40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	36
54	38	30	42	38	31	36
55	39	31	43	39	32	36
56	40	32	44	40	32	36
57	41	33	45	41	33	37
58	42	34	46	42	33	37
59	43	35	47	43	34	37
60	44	36	48	44	34	37
61	45	37	49	45	35	37
62	46	38	50	46	35	38
63	47	39	51	47	36	38
64	48	40	52	48	36	38
65	49	41	53	49	37	38
66	50	42	54	50	37	38
67	51	43	55	51	38	39
68	52	44	56	52	38	39
69	53	45	57	53	39	39
70	54	46	58	53	39	
71	55	47	59	54	40	
72	56	48	60	54	40	
73	57	49	61	55	41	
74	58	50	62	55	41	
75	59	51	63	56	41	
76	60	52	64	56	41	
77	61	53	65	57	41	
78	62	54	66	58	41	
79	63	55	67	59	42	
80	64	56	68	60	42	
81	65	57	69	61	42	
82	65	58	70	61	42	
83	66	59	71	62	42	
84	66	60	72	62	42	

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
85	67	61	73	63	43	
86	67	62	74	63	43	
87	68	63	75	64	43	
88	68	64	76	64	43	
89	69	65	77	65	43	
90	70	66	78	65	43	
91	71	67	79	66	44	
92	72	68	80	66	44	
93	73	69	81	67	44	
94	73	70	82	67		
95	74	71	83	68		
96	74	72	84	68		
97	75	73	85	69		
98	75	74	85	70		
99	76	75	86	71		
100	76	76	86	72		
101	77	77	87	73		
102	78	78	87	73		
103	79	79	88	74		
104	80	80	88	74		
105	81	81	89	75		
106	81	81	90	75		
107	81	81	91	76		
108	81	82	92	76		
109	82	82	93	77		
110	82	82	94	78		
111	82	83	95	79		
112	82	83	96	80		
113	83	83	97	81		
114	83	84	98			
115	83	84	99			
116	83	84	100			
117	84	85	101			
118	84	85	101			
119	84	85	102			
120	84	85	102			
121	85	86	103			
122	85	86	103			
123	85	86	104			
124	85	86	104			
125	86	87	105			
126	86	87				
127	86	87				
128	86	87				
129	87	88				
130	87	88				
131	87	88				
132	87	88				
133	88	89				
134	88	89				
135	88	89				
136	88	90				
137	89	90				
138	89	91				
139	89	91				
140	89	91				
141	90	92				
142	90	92				
143	90	92				
144	90	92				
145	91	92				
146	91	93				
147	91	93				
148	91	93				
149	92	93				
150	92	94				
151	92	94				
152	92	94				
153	93	95				
154	93					
155	93					
156	93					

ニ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
157	94					
158	94					
159	94					
160	94					
161	95					
162	95					
163	95					
164	95					
165	96					
166	96					
167	96					
168	96					
169	97					

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
9	1	1	1	1	1	1	1	
10	1	1	2	2	1	1	1	
11	1	1	3	3	1	1	1	
12	1	1	4	4	1	1	1	
13	1	1	5	5	1	1	1	
14	1	1	6	6	2	2	1	
15	1	1	7	7	3	3	1	
16	1	1	8	8	4	4	1	
17	1	1	9	9	5	5	1	
18	1	2	10	10	6	6	2	
19	1	3	11	11	7	7	3	
20	1	4	12	12	8	8	4	
21	1	5	13	13	9	9	5	
22	1	6	14	14	10	10	6	
23	1	7	15	15	11	11	7	
24	1	8	16	16	12	12	8	
25	1	9	17	17	13	13	9	
26	1	10	18	18	14	14	10	
27	1	11	19	19	15	15	11	
28	1	12	20	20	16	16	12	
29	1	13	21	21	17	17	13	
30	1	14	22	22	18	18	13	
31	1	15	23	23	19	19	13	
32	1	16	24	24	20	20	13	
33	1	17	25	25	21	21	13	
34	1	18	26	26	21	22	14	
35	1	19	27	27	22	23	14	
36	1	20	28	28	22	24	14	
37	1	21	29	29	23	25	14	
38	1	22	30	30	23	25	14	
39	1	23	31	31	24	26	15	
40	1	24	32	32	24	26	15	
41	1	25	33	33	25	27	15	
42	1	26	34	34	25	27	15	
43	1	27	35	35	26	28	15	
44	1	28	36	36	26	28	16	
45	1	29	37	37	27	28	16	
46	1	30	38	38	27	28		
47	1	31	39	39	28	28		
48	1	32	40	40	28	29		
49	1	33	41	41	29	29		
50	2	34	42	41	29	29		
51	3	35	43	42	29	29		
52	4	36	44	42	29	29		
53	5	37	45	43	30	30		
54	6	38	46	43	30	30		
55	7	39	47	44	30	30		
56	8	40	48	44	30	30		
57	9	41	49	45	31	30		
58	10	42	50	45	31	31		
59	11	43	51	46	31	31		
60	12	44	52	46	31	31		
61	13	45	53	47	31	31		
62	14	45	54	47	31			
63	15	45	55	48	31			
64	16	46	56	48	31			
65	17	46	57	49	31			
66	18	46	58	49	31			
67	19	47	59	50	31			
68	20	47	60	50	32			
69	21	47	61	50	32			
70	22	48	62	50	32			
71	23	48	63	50	32			
72	24	48	64	50	32			
73	25	49	65	50	32			
74	26	49	66	50	32			
75	27	49	67	50	32			
76	28	50	68	50	32			
77	29	50	68	51	32			
78	30	50	68	51	32			
79	31	51	68	51	32			
80	32	51	68	51	32			

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
81	33	51	69	51	33		
82	34	52	69	51	33		
83	35	52	69	51	34		
84	36	52	69	51	34		
85	37	53	69	51	35		
86	38	53	70	51			
87	39	53	70	51			
88	40	53	70	51			
89	41	54	71	52			
90	41	54	72	52			
91	42	54	73	52			
92	42	54	74	52			
93	43	55	75	53			
94	43	55					
95	44	55					
96	44	55					
97	45	56					
98	45	56					
99	46	56					
100	46	56					
101	47	57					
102	47	57					
103	48	58					
104	48	58					
105	49	59					
106	49	59					
107	49	60					
108	49	60					
109	50	61					
110	50	61					
111	50	62					
112	50	62					
113	51	63					
114	51						
115	51						
116	51						
117	52						
118	52						
119	52						
120	52						
121	53						
122	53						
123	53						
124	53						
125	53						
126	54						
127	54						
128	54						
129	54						
130	54						
131	55						
132	55						
133	55						
134	55						
135	55						
136	56						
137	56						
138	56						
139	56						
140	56						
141	57						
142	57						
143	57						
144	57						
145	57						
146	58						
147	58						
148	58						
149	58						
150	58						
151	59						
152	59						

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
153	59						
154	59						
155	59						
156	60						
157	60						

ホ 診療情報管理職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級		2級	3級
9	1	1	81	33	51	153	59	
10	1	1	82	34	52	154	59	
11	1	1	83	35	52	155	59	
12	1	1	84	36	52	156	60	
13	1	1	85	37	53	157	60	
14	1	1	86	38	53			
15	1	1	87	39	53			
16	1	1	88	40	53			
17	1	1	89	41	54			
18	1	2	90	41	54			
19	1	3	91	42	54			
20	1	4	92	42	54			
21	1	5	93	43	55			
22	1	6	94	43	55			
23	1	7	95	44	55			
24	1	8	96	44	55			
25	1	9	97	45	56			
26	1	10	98	45	56			
27	1	11	99	46	56			
28	1	12	100	46	56			
29	1	13	101	47	57			
30	1	14	102	47	57			
31	1	15	103	48	58			
32	1	16	104	48	58			
33	1	17	105	49	59			
34	1	18	106	49	59			
35	1	19	107	49	60			
36	1	20	108	49	60			
37	1	21	109	50	61			
38	1	22	110	50	61			
39	1	23	111	50	62			
40	1	24	112	50	62			
41	1	25	113	51	63			
42	1	26	114	51				
43	1	27	115	51				
44	1	28	116	51				
45	1	29	117	52				
46	1	30	118	52				
47	1	31	119	52				
48	1	32	120	52				
49	1	33	121	53				
50	2	34	122	53				
51	3	35	123	53				
52	4	36	124	53				
53	5	37	125	53				
54	6	38	126	54				
55	7	39	127	54				
56	8	40	128	54				
57	9	41	129	54				
58	10	42	130	54				
59	11	43	131	55				
60	12	44	132	55				
61	13	45	133	55				
62	14	45	134	55				
63	15	45	135	55				
64	16	46	136	56				
65	17	46	137	56				
66	18	46	138	56				
67	19	47	139	56				
68	20	47	140	56				
69	21	47	141	57				
70	22	48	142	57				
71	23	48	143	57				
72	24	48	144	57				
73	25	49	145	57				
74	26	49	146	58				
75	27	49	147	58				
76	28	50	148	58				
77	29	50	149	58				
78	30	50	150	58				
79	31	51	151	59				
80	32	51	152	59				

へ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級		2級	3級
17	1	1	89	37	61	161	70	
18	1	1	90	38	61	162	70	
19	1	1	91	39	62	163	70	
20	1	1	92	40	62	164	71	
21	1	1	93	41	63	165	72	
22	1	1	94	42	63	166	72	
23	1	1	95	43	64	167	72	
24	1	1	96	44	64	168	72	
25	1	1	97	45	65	169	72	
26	1	1	98	46	65	170	72	
27	1	1	99	47	66	171	73	
28	1	1	100	48	66	172	74	
29	1	1	101	49	67	173	74	
30	1	2	102	49	67	174	74	
31	1	3	103	50	68	175	75	
32	1	4	104	50	68	176	75	
33	1	5	105	51	69	177	75	
34	1	6	106	51	70			
35	1	7	107	52	71			
36	1	8	108	52	72			
37	1	9	109	53	73			
38	1	10	110	53	73			
39	1	11	111	54	74			
40	1	12	112	54	74			
41	1	13	113	55	75			
42	1	14	114	55	75			
43	1	15	115	56	76			
44	1	16	116	56	76			
45	1	17	117	57	77			
46	1	18	118	57	78			
47	1	19	119	58	79			
48	1	20	120	58	80			
49	1	21	121	59	81			
50	2	22	122	59	82			
51	3	23	123	60	83			
52	4	24	124	60	84			
53	5	25	125	61	85			
54	6	26	126	61	85			
55	7	27	127	61	86			
56	8	28	128	61	86			
57	9	29	129	62	87			
58	10	30	130	62	87			
59	11	31	131	62	88			
60	12	32	132	62	88			
61	13	33	133	63	89			
62	14	34	134	63				
63	15	35	135	63				
64	16	36	136	63				
65	17	37	137	64				
66	18	38	138	64				
67	19	39	139	64				
68	20	40	140	64				
69	21	41	141	65				
70	22	42	142	65				
71	23	43	143	65				
72	24	44	144	65				
73	25	45	145	66				
74	26	46	146	66				
75	27	47	147	66				
76	28	48	148	66				
77	29	49	149	67				
78	30	50	150	67				
79	31	51	151	67				
80	32	52	152	67				
81	33	53	153	68				
82	33	54	154	68				
83	34	55	155	68				
84	34	56	156	68				
85	35	57	157	69				
86	35	58	158	69				
87	36	59	159	69				
88	36	60	160	69				

ト 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	81	73	65
10	2	1	82	74	66
11	3	1	83	75	67
12	4	1	84	76	68
13	5	1	85	77	69
14	6	2	86	78	69
15	7	3	87	79	70
16	8	4	88	80	70
17	9	5	89	81	71
18	10	6	90	82	71
19	11	7	91	83	72
20	12	8	92	84	72
21	13	9	93	85	73
22	14	10	94	86	74
23	15	11	95	87	75
24	16	12	96	88	76
25	17	13	97	89	77
26	18	14	98	90	78
27	19	15	99	91	79
28	20	16	100	92	80
29	21	17	101	93	80
30	22	18	102	94	80
31	23	19	103	95	80
32	24	20	104	96	80
33	25	21	105	97	80
34	26	22	106	98	80
35	27	23	107	99	80
36	28	24	108	100	80
37	29	25	109	101	81
38	30	26	110	102	82
39	31	27	111	103	82
40	32	28	112	104	83
41	33	29	113	105	84
42	34	30	114	106	84
43	35	31	115	107	85
44	36	32	116	108	86
45	37	33	117	109	86
46	38	34	118	110	89
47	39	35	119	111	90
48	40	36	120	112	90
49	41	37	121	113	91
50	42	38	122	114	91
51	43	39	123	115	92
52	44	40	124	116	92
53	45	41	125	117	93
54	46	42	126	117	
55	47	43	127	117	
56	48	44	128	117	
57	49	45	129	117	
58	50	46			
59	51	47			
60	52	48			
61	53	49			
62	54	49			
63	55	50			
64	56	50			
65	57	51			
66	58	51			
67	59	52			
68	60	52			
69	61	53			
70	62	54			
71	63	55			
72	64	56			
73	65	57			
74	66	58			
75	67	59			
76	68	60			
77	69	61			
78	70	62			
79	71	63			
80	72	64			

チ 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	82	26	49
10	1	2	83	27	49
11	1	3	84	28	49
12	1	4	85	29	49
13	1	5	86	30	49
14	1	6	87	31	49
15	1	7	88	32	49
16	1	8	89	33	50
17	1	9	90	34	50
18	1	10	91	35	50
19	1	11	92	36	50
20	1	12	93	37	50
21	1	13	94	38	
22	1	14	95	39	
23	1	15	96	40	
24	1	16	97	41	
25	1	17	98	42	
26	1	18	99	43	
27	1	19	100	44	
28	1	20	101	45	
29	1	21	102	46	
30	1	22	103	47	
31	1	23	104	48	
32	1	24	105	49	
33	1	25	106	50	
34	1	26	107	51	
35	1	27	108	52	
36	1	28	109	53	
37	1	29	110	54	
38	1	30	111	55	
39	1	31	112	56	
40	1	32	113	57	
41	1	33	114	57	
42	1	33	115	58	
43	1	34	116	58	
44	1	34	117	59	
45	1	35	118	59	
46	1	35	119	60	
47	1	36	120	60	
48	1	36	121	61	
49	1	37	122	61	
50	1	38	123	62	
51	1	39	124	62	
52	1	40	125	63	
53	1	41	126	63	
54	1	41	127	64	
55	1	41	128	64	
56	1	42	129	65	
57	1	42	130	65	
58	2	42	131	66	
59	3	43	132	66	
60	4	43	133	67	
61	5	43	134	67	
62	6	44	135	68	
63	7	44	136	68	
64	8	44	137	69	
65	9	45	138	70	
66	10	45	139	71	
67	11	45	140	72	
68	12	45	141	73	
69	13	45	142	74	
70	14	46	143	75	
71	15	46	144	76	
72	16	46	145	76	
73	17	46	146	76	
74	18	46	147	77	
75	19	47	148	77	
76	20	47	149	78	
77	21	48	150	78	
78	22	48	151	79	
79	23	48	152	79	
80	24	48	153	79	
81	25	48			

リ 介護福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級		2級	3級
9	1	1	82	45	57
10	1	1	83	46	58
11	1	1	84	46	58
12	1	1	85	47	59
13	1	1	86	47	59
14	1	1	87	48	60
15	1	1	88	48	60
16	1	1	89	49	61
17	1	1	90	49	61
18	1	1	91	50	62
19	1	1	92	50	62
20	1	1	93	51	63
21	1	1	94	51	63
22	1	1	95	52	64
23	1	1	96	52	64
24	1	1	97	53	65
25	1	1	98	53	65
26	2	2	99	53	66
27	3	3	100	54	66
28	4	4	101	54	67
29	5	5	102	54	67
30	6	6	103	55	68
31	7	7	104	55	68
32	8	8	105	55	68
33	9	9	106	56	68
34	10	10	107	56	68
35	11	11	108	56	68
36	12	12	109	57	68
37	13	13	110	57	68
38	14	14	111	57	68
39	15	15	112	57	68
40	16	16	113	57	68
41	17	17	114	58	68
42	18	18	115	58	68
43	19	19	116	58	68
44	20	20	117	58	68
45	21	21	118	58	68
46	21	22	119	59	68
47	22	23	120	59	68
48	22	24	121	59	68
49	23	25	122	59	
50	23	26	123	59	
51	24	27	124	60	
52	24	28	125	60	
53	25	29	126	60	
54	26	30	127	60	
55	27	31	128	60	
56	28	32	129	61	
57	29	33	130	61	
58	29	34	131	61	
59	30	35	132	61	
60	30	36	133	61	
61	31	37	134	62	
62	31	38	135	62	
63	32	39	136	62	
64	32	40	137	62	
65	33	41	138	62	
66	34	42	139	62	
67	35	43	140	62	
68	36	44	141	63	
69	37	45	142	63	
70	37	46	143	63	
71	38	47	144	63	
72	38	48	145	63	
73	39	49	146	63	
74	39	50	147	63	
75	40	51	148	64	
76	40	52	149	64	
77	41	53	150	64	
78	42	54	151	64	
79	43	55	152	64	
80	44	56	153	64	
81	45	57			

又 療養介助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
147	73
148	73
149	73

ル 医師事務作業補助職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級	昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
1	1	74	34
2	1	75	35
3	1	76	36
4	1	77	37
5	1	78	38
6	1	79	39
7	1	80	40
8	1	81	41
9	1	82	42
10	1	83	43
11	1	84	44
12	1	85	45
13	1	86	46
14	1	87	47
15	1	88	48
16	1	89	49
17	1	90	50
18	1	91	51
19	1	92	52
20	1	93	53
21	1	94	53
22	1	95	54
23	1	96	54
24	1	97	55
25	1	98	55
26	1	99	56
27	1	100	56
28	1	101	57
29	1	102	57
30	1	103	58
31	1	104	58
32	1	105	59
33	1	106	59
34	1	107	60
35	1	108	60
36	1	109	61
37	1	110	61
38	1	111	62
39	1	112	62
40	1	113	63
41	1	114	63
42	2	115	64
43	3	116	64
44	4	117	65
45	5	118	65
46	6	119	65
47	7	120	66
48	8	121	66
49	9	122	66
50	10	123	67
51	11	124	67
52	12	125	67
53	13	126	68
54	14	127	68
55	15	128	68
56	16	129	68
57	17	130	69
58	18	131	69
59	19	132	69
60	20	133	69
61	21	134	70
62	22	135	70
63	23	136	70
64	24	137	70
65	25	138	71
66	26	139	71
67	27	140	71
68	28	141	71
69	29	142	72
70	30	143	72
71	31	144	72
72	32	145	72
73	33	146	73

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸 2級
147	73
148	73
149	73

別表第11 基本給表別職員層区分表（第15条第3項関係）

区分	初任層	中間層	管理職層
医療職基本給表（一）	-	（中間層）	-
医療職基本給表（二）	1級	2級～5級	6級、7級
医療職基本給表（三）	1級、2級	3級～5級	6級、7級
事務職基本給表	1級	2級～5級	6級～8級
診療情報管理職基本給	1級	2級、3級	-
技能職基本給表	1級	2級、3級	-
教育職基本給表	-	1級、2級	3級
福祉職基本給表	1級	2級、3級	-
介護福祉職基本給表	1級	2級、3級	-
療養介助職基本給表	1級	2級	-
医師事務作業補助職基本給表	1級	2級	-

別表第12 副院長等基本年俸表（第19条第1項関係）

副院長等基本年俸表

号俸	1級			号俸	1級			号俸	1級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		1欄	2欄			1欄	2欄			1欄	2欄
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	4,302,000	1,856,000	2,178,000	45	5,950,800	2,567,000	3,013,000	89	6,832,800	2,947,000	3,460,000
2	4,354,800	1,879,000	2,205,000	46	5,982,000	2,580,000	3,029,000	90	6,844,800	2,952,000	3,466,000
3	4,405,200	1,900,000	2,231,000	47	6,010,800	2,593,000	3,043,000	91	6,856,800	2,957,000	3,472,000
4	4,456,800	1,922,000	2,257,000	48	6,038,400	2,605,000	3,057,000	92	6,867,600	2,962,000	3,477,000
5	4,506,000	1,944,000	2,282,000	49	6,062,400	2,615,000	3,070,000	93	6,879,600	2,967,000	3,483,000
6	4,560,000	1,967,000	2,309,000	50	6,093,600	2,628,000	3,085,000	94	6,888,000	2,971,000	3,488,000
7	4,609,200	1,988,000	2,334,000	51	6,122,400	2,641,000	3,100,000	95	6,896,400	2,975,000	3,492,000
8	4,663,200	2,012,000	2,361,000	52	6,152,400	2,654,000	3,115,000	96	6,904,800	2,978,000	3,496,000
9	4,716,000	2,034,000	2,388,000	53	6,178,800	2,665,000	3,129,000	97	6,913,200	2,982,000	3,500,000
10	4,768,800	2,057,000	2,415,000	54	6,205,200	2,676,000	3,142,000	98	6,920,400	2,985,000	3,504,000
11	4,815,600	2,077,000	2,438,000	55	6,229,200	2,687,000	3,154,000	99	6,927,600	2,988,000	3,508,000
12	4,869,600	2,101,000	2,466,000	56	6,254,400	2,698,000	3,167,000	100	6,934,800	2,991,000	3,511,000
13	4,920,000	2,122,000	2,491,000	57	6,277,200	2,708,000	3,178,000	101	6,942,000	2,994,000	3,515,000
14	4,957,200	2,138,000	2,510,000	58	6,302,400	2,718,000	3,191,000	102	6,948,000	2,997,000	3,518,000
15	4,998,000	2,156,000	2,531,000	59	6,327,600	2,729,000	3,204,000	103	6,952,800	2,999,000	3,520,000
16	5,037,600	2,173,000	2,551,000	60	6,351,600	2,740,000	3,216,000	104	6,958,800	3,001,000	3,523,000
17	5,076,000	2,190,000	2,570,000	61	6,375,600	2,750,000	3,228,000	105	6,964,800	3,004,000	3,526,000
18	5,113,200	2,206,000	2,589,000	62	6,399,600	2,760,000	3,240,000	106	6,972,000	3,007,000	3,530,000
19	5,146,800	2,220,000	2,606,000	63	6,424,800	2,771,000	3,253,000	107	6,978,000	3,010,000	3,533,000
20	5,181,600	2,235,000	2,624,000	64	6,448,800	2,782,000	3,265,000	108	6,985,200	3,013,000	3,537,000
21	5,217,600	2,251,000	2,642,000	65	6,474,000	2,792,000	3,278,000	109	6,990,000	3,015,000	3,539,000
22	5,247,600	2,264,000	2,657,000	66	6,495,600	2,802,000	3,289,000	110	6,996,000	3,018,000	3,542,000
23	5,275,200	2,275,000	2,671,000	67	6,513,600	2,809,000	3,298,000	111	7,003,200	3,021,000	3,546,000
24	5,301,600	2,287,000	2,684,000	68	6,535,200	2,819,000	3,309,000	112	7,009,200	3,023,000	3,549,000
25	5,329,200	2,299,000	2,698,000	69	6,549,600	2,825,000	3,316,000	113	7,015,200	3,026,000	3,552,000
26	5,365,200	2,314,000	2,717,000	70	6,571,200	2,834,000	3,327,000				
27	5,398,800	2,329,000	2,734,000	71	6,590,400	2,843,000	3,337,000				
28	5,433,600	2,344,000	2,751,000	72	6,610,800	2,851,000	3,347,000				
29	5,467,200	2,358,000	2,768,000	73	6,625,200	2,858,000	3,355,000				
30	5,503,200	2,374,000	2,786,000	74	6,640,800	2,864,000	3,362,000				
31	5,533,200	2,387,000	2,802,000	75	6,652,800	2,870,000	3,368,000				
32	5,566,800	2,401,000	2,819,000	76	6,664,800	2,875,000	3,375,000				
33	5,595,600	2,414,000	2,833,000	77	6,678,000	2,880,000	3,381,000				
34	5,626,800	2,427,000	2,849,000	78	6,691,200	2,886,000	3,388,000				
35	5,655,600	2,439,000	2,864,000	79	6,704,400	2,892,000	3,395,000				
36	5,685,600	2,452,000	2,879,000	80	6,717,600	2,897,000	3,401,000				
37	5,707,200	2,462,000	2,890,000	81	6,730,800	2,903,000	3,408,000				
38	5,739,600	2,476,000	2,906,000	82	6,745,200	2,909,000	3,415,000				
39	5,770,800	2,489,000	2,922,000	83	6,757,200	2,915,000	3,421,000				
40	5,800,800	2,502,000	2,937,000	84	6,770,400	2,920,000	3,428,000				
41	5,829,600	2,515,000	2,952,000	85	6,784,800	2,926,000	3,435,000				
42	5,863,200	2,529,000	2,969,000	86	6,795,600	2,931,000	3,441,000				
43	5,892,000	2,541,000	2,983,000	87	6,807,600	2,936,000	3,447,000				
44	5,923,200	2,555,000	2,999,000	88	6,820,800	2,942,000	3,454,000				

副院長等基本年俸表

号俸	2級			号俸	2級			号俸	2級		
	月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸			月例年俸	業績年俸	
		1欄	2欄			1欄	2欄			1欄	2欄
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	5,173,200	2,619,000	2,813,000	45	6,594,000	3,339,000	3,586,000	89	7,366,800	3,730,000	4,006,000
2	5,212,800	2,639,000	2,835,000	46	6,620,400	3,352,000	3,600,000	90	7,374,000	3,734,000	4,010,000
3	5,251,200	2,659,000	2,856,000	47	6,643,200	3,364,000	3,613,000	91	7,380,000	3,737,000	4,013,000
4	5,289,600	2,678,000	2,877,000	48	6,670,800	3,378,000	3,628,000	92	7,387,200	3,740,000	4,017,000
5	5,330,400	2,699,000	2,899,000	49	6,693,600	3,389,000	3,640,000	93	7,394,400	3,744,000	4,021,000
6	5,366,400	2,717,000	2,918,000	50	6,721,200	3,403,000	3,655,000	94	7,401,600	3,748,000	4,025,000
7	5,402,400	2,735,000	2,938,000	51	6,745,200	3,415,000	3,668,000	95	7,407,600	3,751,000	4,028,000
8	5,438,400	2,754,000	2,958,000	52	6,772,800	3,429,000	3,683,000	96	7,414,800	3,754,000	4,032,000
9	5,474,400	2,772,000	2,977,000	53	6,793,200	3,440,000	3,694,000	97	7,422,000	3,758,000	4,036,000
10	5,514,000	2,792,000	2,999,000	54	6,820,800	3,454,000	3,709,000				
11	5,546,400	2,808,000	3,016,000	55	6,844,800	3,466,000	3,722,000				
12	5,584,800	2,828,000	3,037,000	56	6,870,000	3,478,000	3,736,000				
13	5,617,200	2,844,000	3,055,000	57	6,890,400	3,489,000	3,747,000				
14	5,654,400	2,863,000	3,075,000	58	6,915,600	3,502,000	3,761,000				
15	5,688,000	2,880,000	3,093,000	59	6,939,600	3,514,000	3,774,000				
16	5,721,600	2,897,000	3,112,000	60	6,964,800	3,526,000	3,788,000				
17	5,756,400	2,915,000	3,131,000	61	6,988,800	3,539,000	3,801,000				
18	5,790,000	2,932,000	3,149,000	62	7,014,000	3,551,000	3,814,000				
19	5,823,600	2,949,000	3,167,000	63	7,033,200	3,561,000	3,825,000				
20	5,859,600	2,967,000	3,187,000	64	7,057,200	3,573,000	3,838,000				
21	5,893,200	2,984,000	3,205,000	65	7,078,800	3,584,000	3,850,000				
22	5,926,800	3,001,000	3,223,000	66	7,099,200	3,594,000	3,861,000				
23	5,959,200	3,017,000	3,241,000	67	7,118,400	3,604,000	3,871,000				
24	5,991,600	3,034,000	3,258,000	68	7,138,800	3,615,000	3,882,000				
25	6,021,600	3,049,000	3,275,000	69	7,155,600	3,623,000	3,891,000				
26	6,052,800	3,065,000	3,292,000	70	7,171,200	3,631,000	3,900,000				
27	6,082,800	3,080,000	3,308,000	71	7,186,800	3,639,000	3,908,000				
28	6,114,000	3,096,000	3,325,000	72	7,203,600	3,647,000	3,917,000				
29	6,144,000	3,111,000	3,341,000	73	7,218,000	3,655,000	3,925,000				
30	6,175,200	3,127,000	3,358,000	74	7,231,200	3,661,000	3,932,000				
31	6,205,200	3,142,000	3,375,000	75	7,245,600	3,669,000	3,940,000				
32	6,235,200	3,157,000	3,391,000	76	7,258,800	3,675,000	3,947,000				
33	6,259,200	3,169,000	3,404,000	77	7,272,000	3,682,000	3,955,000				
34	6,288,000	3,184,000	3,420,000	78	7,281,600	3,687,000	3,960,000				
35	6,316,800	3,198,000	3,435,000	79	7,290,000	3,691,000	3,964,000				
36	6,345,600	3,213,000	3,451,000	80	7,299,600	3,696,000	3,970,000				
37	6,374,400	3,228,000	3,467,000	81	7,309,200	3,701,000	3,975,000				
38	6,404,400	3,243,000	3,483,000	82	7,317,600	3,705,000	3,979,000				
39	6,433,200	3,257,000	3,499,000	83	7,324,800	3,709,000	3,983,000				
40	6,463,200	3,272,000	3,515,000	84	7,333,200	3,713,000	3,988,000				
41	6,488,400	3,285,000	3,529,000	85	7,341,600	3,717,000	3,992,000				
42	6,517,200	3,300,000	3,544,000	86	7,348,800	3,721,000	3,996,000				
43	6,543,600	3,313,000	3,559,000	87	7,352,400	3,723,000	3,998,000				
44	6,570,000	3,327,000	3,573,000	88	7,359,600	3,726,000	4,002,000				

別表第13 副院長等基本年俸表級別標準職務表（第20条第1項関係）

職務の級		標準的な職務
1級	1欄	医長の職務
	2欄	理事長が別に定める医長の職務
2級	1欄	診療部長の職務
	2欄	副院長（医師又は歯科医師である者に限る。）、統括診療部長又は介護老人保健施設長の職務
備考		
<p>1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。</p> <p>2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。</p> <p>3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が2級の場合に限る。）</p>		

別表第14 副院長等基本年俸表昇格対応号俸表（第21条第1項関係）

2級昇格の場合	
昇格前 の号俸	昇格後 の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	
71	54
72	
73	55
74	
75	56
76	
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	
83	
84	
85	62
86	
87	
88	

2級昇格の場合	
昇格前 の号俸	昇格後 の号俸
89	63
90	
91	
92	
93	64
94	
95	
96	
97	65
98	
99	
100	66
101	
102	
103	67
104	
105	
106	68
107	
108	
109	69
110	
111	
112	
113	

別表第15 地域手当支給区分表（第59条第1項関係）

支 給 事 業 場	支給区分	支 給 割 合
北海道病院	7	100分の3
札幌北辰病院	7	100分の3
仙台病院	6	100分の6
仙台南病院	6	100分の6
うつのみや病院	6	100分の6
群馬中央病院	7	100分の3
さいたま北部医療センター		100分の13
埼玉メディカルセンター		100分の13
千葉病院		100分の11
船橋中央病院	4	100分の12
東京高輪病院		100分の18
東京新宿メディカルセンター		100分の18
東京山手メディカルセンター		100分の16
東京城東病院		100分の18
東京蒲田医療センター		100分の10
横浜中央病院		100分の13
横浜保土ヶ谷中央病院		100分の13
相模野病院		100分の10
山梨病院		100分の4.5
金沢病院	7	100分の3
可児とうのう病院		100分の2
桜ヶ丘病院	6	100分の6
三島総合病院	7	100分の3
中京病院		100分の13
四日市羽津医療センター		100分の7
滋賀病院	5	100分の10
京都鞍馬口医療センター	5	100分の10
大阪病院		100分の15
大阪みなと中央病院		100分の15
星ヶ丘医療センター	5	100分の10
神戸中央病院		100分の10
大和郡山病院	5	100分の10
徳山中央病院	7	100分の3
りつりん病院		100分の4
九州病院	7	100分の3

別表第16 寒冷地手当支給区分表（第60条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道病院	北海道札幌市	2級地
札幌北辰病院	北海道札幌市	2級地
登別病院	北海道登別市	3級地
秋田病院	秋田県能代市	4級地
福井勝山総合病院	福井県勝山市	4級地
<p>備考 この表に掲げる名称は、平成26年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。</p>		

別表第17 役職手当適用区分表（第62条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再雇用職員以外	再雇用職員
副院長等基本年俸表	副院長 介護老人保健施設長	一 種	2 級 以下	148,100	—
	統括診療部長 診療部長	二 種	2 級 以下	118,500	—
	医 長	三 種	1 級	96,700	—
医療職基本給表（二）	薬 剤 部 長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級 以下	72,700	57,600
	副薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4 級 以下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	副院長	一 種	7 級 以下	113,600	—
	看護部長	二 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	7 級 以下	88,300	75,800
		三 種	6 級 以下	75,800	58,200
	副看護部長	四 種	5 級 以下	59,200	44,200
	看護師長	五 種	4 級 以下	44,800	34,700
事務職基本給表	事務部長	一 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	8 級 以下	130,300	112,900
		二 種	7 級	94,000	79,800
	事務長	三 種	6 級 以下	88,500	69,800
			5 級 以下	72,700	56,200
	課 長	三 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	5 級 以下	72,700	56,200
		四 種	5 級	62,300	48,200
	補 佐	四 種	4 級 以下	59,500	44,300
			4 級	59,500	44,300
診療情報管理職基本給表	専 門 職	四 種	3 級 以下	55,500	41,900
教育職基本給表	副 学 校 長	三 種	3 級 以下	77,400	55,500
	教 務 主 任	四 種	2 級 以下	64,100	46,200

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当支給区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給し、役職手当支給区分は一種とする。
- 役職手当支給区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第18 特殊業務手当支給区分表（第66条第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	17,700円
2 手術室に勤務する医師	
3 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
4 手術室に勤務する臨床工学技士	
5 集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
6 手術室に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
7 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師	16,000円
8 検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	
備考	
1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。	
2 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。	

別表第19 医師手当支給種別区分表（第83条第2項関係）

事業場	支給種別区分
北海道病院	4
札幌北辰病院	4
登別病院	2
仙台病院	4
仙台南病院	4
秋田病院	3
二本松病院	3
うつのみや病院	3
群馬中央病院	3
さいたま北部医療センター	5
埼玉メディカルセンター	5
千葉病院	5
船橋中央病院	3
東京高輪病院	5
東京新宿メディカルセンター	5
東京山手メディカルセンター	5
東京城東病院	5
東京蒲田医療センター	5
横浜中央病院	5
横浜保土ヶ谷中央病院	5
相模野病院	4
湯河原病院	2
高岡ふしき病院	5
金沢病院	3
福井勝山総合病院	2
若狭高浜病院	2
山梨病院	3
可児とうのう病院	3
桜ヶ丘病院	2
三島総合病院	3
中京病院	5
四日市羽津医療センター	3
滋賀病院	4
京都鞍馬口医療センター	5
大阪病院	5
大阪みなと中央病院	5
星ヶ丘医療センター	4
神戸中央病院	5
大和郡山病院	4
玉造病院	3
下関医療センター	3

徳山中央病院	3
りつりん病院	3
宇和島病院	3
高知西病院	3
九州病院	5
久留米総合病院	3
福岡ゆたか中央病院	3
佐賀中部病院	3
松浦中央病院	3
諫早総合病院	3
熊本総合病院	3
人吉医療センター	2
天草中央総合病院	3
南海医療センター	3
湯布院病院	2
宮崎江南病院	3

別表第20 医師手当月額表（第83条第3項関係）

免許取得 後年度数	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額	月 額
	円	円	円	円	円	円
1	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
2	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
3	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
4	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
5	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
6	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
7	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
8	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
9	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
10	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
11	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	50,700
12	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	48,900
13	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	47,100
14	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	45,300
15	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	43,500
16	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	41,700
17	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	39,900
18	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	38,100
19	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	36,300
20	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	34,900
21	360,500	321,400	268,300	211,000	151,400	33,500
22	356,100	317,400	265,000	208,400	149,800	32,100
23	351,700	313,400	261,700	205,800	148,200	30,700
24	347,300	309,400	258,400	203,200	146,600	29,300
25	342,900	305,400	255,100	200,600	145,000	27,900
26	338,500	301,400	251,800	198,000	143,400	26,500
27	325,800	290,700	243,800	191,700	139,400	25,900
28	312,900	279,900	235,500	185,600	135,000	25,300
29	300,300	269,400	227,800	179,300	131,000	24,400
30	287,600	258,700	219,600	173,300	126,600	23,700
31	274,800	248,000	211,700	167,100	122,600	23,100
32	259,000	233,600	199,800	158,600	117,000	22,500
33	243,400	219,400	188,500	150,000	111,800	21,900
34	227,700	205,200	176,900	141,400	106,600	21,200
35	211,800	190,800	165,100	132,900	101,000	20,900
36	193,700	175,100	152,800	123,600	95,600	20,500
37	175,500	159,400	140,300	114,500	89,800	19,800
38	157,600	143,900	128,100	105,100	84,500	19,000
39	126,400	118,400	107,900	91,700	75,700	18,100
40	97,600	94,600	89,100	78,900	67,500	17,400
41	89,100	86,100	80,600	70,400		
42	80,600	77,600	72,100	61,900		
43	72,100	69,100	63,600			
44	63,600	60,600	55,100			
45	55,100	52,100				